

予算特別委員会

令和4年3月14日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和4年3月14日(月) 午前9時30分 開会
午後5時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員
委員長 増 田 順 弘
副委員長 杉 本 訓 規
委 員 西 川 善 浩
" 柴 田 三 乃
" 梨 本 洪 珪
" 松 林 謙 司
" 谷 原 一 安

欠席した委員 委 員 奥 本 佳 史

4. 委員以外の出席議員
議 長 川 村 優 子
議 員 横 井 晶 行
" 坂 本 剛 司
" 吉 村 始
" 下 村 正 樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦
副 市 長 溝 尾 彰 人
教 育 長 椿 本 剛 也
企画部長 吉 川 正 人
人事課長 植 田 和 明
人事課主幹 南 直 美
企画政策課長 高 垣 倫 浩
総務部長 吉 村 雅 央
総務部理事 米 田 匡 勝
総務財政課主幹 内 蔵 清
管財課長 倉 田 主 税
庁舎機能再編推進室長 吉 田 和 裕
生活安全課長 竹 本 淳 逸

税務課長	葛 本 章 子
市民生活部長	前 村 芳 安
市民生活部理事兼	
社会福祉課主幹	林 本 裕 明
市民窓口課長	増 井 朋 子
保険課長	新 澤 明 子
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	白 澤 真 治
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長補佐	石 橋 和 佳
商工観光課長	竹 内 和 代
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	森 井 敏 英
保健福祉部理事	東 錦 也
長寿福祉課長	中 井 智 恵
長寿福祉課主幹	油 谷 知 之
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来創造部理事	板 橋 行 則
子育て福祉課長補佐	野 地 幸 一 郎
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
教育総務課長	村 田 真 也
〃 補佐	葛 本 康 彦
学校教育課長	勝 眞 由 美
体育振興課長	吉 村 和 則
中央公民館長	吉 村 賀 央
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	庄 田 康 則
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	西 川 賢
監査委員事務局長	吉 田 賢 二

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
------	---------

書 記 吉 田 賢 二
// 高 松 和 弘

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第16号 令和3年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決について

議第17号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

議第19号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

議第18号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について

議第20号 令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算(第2号)の議決について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。毎日、ウクライナ問題で報道の方をされております。昨日の報道によりますと、1,500人の犠牲者が出ておるといふことで、私ども、戦争体験のない者からすると、こうやって国の中、もしくは近隣で、こういふことで国を治めておる手法というのは、いかなものかといふふうな感がいたしております。本委員会につきましては、平和的解決、皆さん方の意見の交換で、よりよいまちをつくるという目的で、闊達なご意見を頂戴しながら平和的に進めてまいりたいと、こういふふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただくようお願いをいたします。遅れまして申し訳ございません。

委員外議員の出席がでございます。坂本議員、吉村副議長、横井議員、下村議員。お願いしておきます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように、順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をよろしくお願い申し上げます。従来以上に、換気につきましては、職員の入替え等を通じまして、徹底した換気対策を取ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、特に会議時間の短縮にご協力をお願い申し上げます。

ここで予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認をしたいと思います。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で11款まででございます。委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがございます。提案説明につきましては、一般会計補正予算の歳出歳入を一括して説明を受けます。そして質疑につきましては、まず、歳出の1款から2款までと、その歳出に関連する歳入の部分について行います。ただし、地方創生関係の前後で、次の①から③の3つの部分に分け、理事者側の職員の入替えをしながら行いたいと思っております。

まず、丸1つ目の部分でございますけれども、補正予算書16ページの8目自治振興費まで。2つ目の部分につきましては、補正予算書の18ページ中段、2項徴税費から21ページの中段、2款の最後まで。また、このときに第3表の債務負担行為補正について質疑を行います。

そして、3つ目の部分につきましては、補正予算書17ページから18ページの地方創生関連の質疑を行います。そして、3款から8款及び10款、11款については、款ごとに理事者側の職員の入替えを行い、歳出とその歳出に関連する歳入の部分につきまして質疑を行います。そして、歳出の最後まで質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算につきましては、これまでと同様、1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決までを行います。なお、下水道の事業会計補正予算につきましては、歳入歳出の順番で説明を行いますので、ご了承いただきたいと思います。

これまでのことにつきまして、何か意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

初めに議第16号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田総務部理事より、お願いします。

米田総務部理事 皆さん、おはようございます。総務部の米田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第16号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億3,439万2,000円とするものでございます。第2条では繰越明許費、第3条では債務負担行為の補正、第4条では地方債の補正を行うものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。上段の2款総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業から下段の8款教育費、新庄中学校空調設備更新事業までの19事業、10億7,681万5,000円について、令和3年度から令和4年度に繰越しの設定を行うものでございます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。ふるさと応援寄附業務委託でございますが、9月議会におきまして、令和4年度から令和6年度までの限度額を9,368万円とさせていただいたところでございますが、補正前の限度額に2,272万円を追加いたしまして、補正後の限度額を1億1,640万円とするものでございます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。第4表の地方債補正でございます。1、追加でございます。減収補填で限度額は590万円でございます。2、変更でございます。歳出予算における事業費の増減などに伴いまして、それぞれの事業費に係る限度額の補正を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、15ページをお願いいたします。事項別明細書、歳出より、各款の主な補正予算についてご説明申し上げます。歳出各款を総じまして、ほとんどが減額補正でございます。その主な内容といたしましては、年度末であることから、執行状況を見込み不用額の減額を行うもの、また、契約等の完了に伴い、差額を減額するものなどが主なものでございます。したがって、増額となっている補正予算を中心に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2款の総務費でございます。1項1目一般管理費で補正額は677万9,000円でございます。人件費の増額でございます。17ページから18ページの上段にかけてでございます。1項13目地方創生臨時交付金事業費で補正額は5,812万5,000円の減額でございます。当初予算で地方創生臨時交付金を充当しておりました事業について、額の確定に伴いまして差額分の減額を行うものでございます。

18ページの中段をお願いいたします。2項1目税務総務費で補正額は500万円でございます。ふるさと応援寄附事業について役務費や委託料の増額となっております。その下の3項1目戸籍住民基本台帳費で補正額は296万9,000円でございます。戸籍住民基本台帳事業で331万9,000円の増額でございます。

19ページから21ページの上段にかけてをお願いいたします。5項3目衆議院議員選挙費で補正額は348万9,000円の減額。また、4目市議会議員選挙費で補正額は2,390万円の減額でございます。

22ページの中段をお願いいたします。3款民生費、1項8目福祉推進費で補正額は300万円でございます。福祉総合ステーション管理運営事業で委託料の増額でございます。

22ページの下段から23ページの上段でございます。2項2目児童措置費で補正額は223万5,000円でございます。特別保育事業で保育士等の処遇改善措置に対する補助金でございます。

24ページの下段をお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費で補正額は395万9,000円でございます。保健衛生総務事業で委託料等の増額でございます。

25ページの下段、1項5目母子保健事業費で補正額は300万円でございます。母子保健事業で委託料等の増額でございます。

26ページの中段をお願いいたします。1項8目火葬場費で補正額は44万7,000円でございます。燃料費の増額となっております。その下、2項2目塵芥処理費で補正額は285万1,000円の減額でございますが、可燃ごみ処理事業におきまして一部委託料を増額するものでございます。

27ページの上段をお願いいたします。2項3目し尿処理費で補正額は59万4,000円。葛城地区清掃事務組合負担金の増額でございます。

28ページの上段をお願いいたします。5款農林商工費、1項10目団体営土地改良事業費で補正額は2,932万2,000円でございます。団体営土地改良事業におきまして委託料や負担金を増額するものでございます。

29ページの上段、6款土木費、2項4目国鉄・坊城線整備事業費で補正額は1,965万1,000

円でございます。委託料と工事請負費等を増額するものでございます。その下、5目社会資本道路改良交付金事業費で補正額は3,868万7,000円でございます。委託料、工事請負費等を増額するものでございます。その下、6目地域連携推進事業費で補正額は528万8,000円の減額でございますが、委託料を一部増額してございます。

30ページの上段をお願いいたします。4項1目都市計画総務費で補正額は128万円でございます。委託料の増額となっております。下段の3目公園管理費で補正額は2,304万円でございます。公園施設長寿命化対策支援事業で工事請負費を増額するものでございます。

32ページの中段、8款教育費、2項1目学校管理費で補正額は8,510万6,000円でございます。小学校管理事業で工事請負費等を増額するものでございます。下段の3項1目学校管理費で補正額は160万4,000円でございます。中学校管理事業で工事請負費の増額となっております。

36ページの下段でございます。11款諸支出金、1項1目財政調整基金費で補正額は4,447万7,000円、3目公共施設整備基金費で補正額は1億円、13目森林環境整備基金費で補正額は69万7,000円で、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。歳入の事項別明細書は9ページから14ページにかけてでございます。なお、14款の国庫支出金や15款の県支出金、また、21款市債の減額につきましては、基本的には歳出補助対象事業費等の減額に伴うものでございますので、時間短縮の観点から、説明の方を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、9ページをお願いいたします。1款市税でございます。1項1目個人市民税所得割、2目法人市民税法人税割、2項1目固定資産税、4項1目市たばこ税について、それぞれ増額をさせていただくものでございます。

9款地方特例交付金でございます。2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で補正額は1,000万円の減額でございます。

10款地方交付税でございます。1項1目地方交付税で補正額は2億6,568万7,000円でございます。

10ページの中段をお願いいたします。14款国庫支出金で、2項1目総務費国庫補助金で補正額は4,397万9,000円。2項2目民生費国庫補助金で補正額は658万9,000円。11ページに移っていただきまして、4目土木費国庫補助金で補正額は5,224万5,000円。6目の教育費国庫補助金で補正額は2,262万6,000円でございます。

12ページの中段をお願いいたします。16款の財産収入、2項1目物品売払収入で補正額は314万2,000円で、リサイクル物品売払代金でございます。

17款寄附金では、1項3目ふるさと応援寄附金で補正額は1,000万円の増額でございます。

12ページの最下段でございます。18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で4億1,265万8,000円の減額ございまして、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

21款市債につきましては、13ページから14ページでございます。1項4目農林商工債で補正額が130万円、5目土木債で補正額は2,880万円の減額でございます。7目教育債では、補正額は6,120万円でございます。9目臨時財政対策債で補正額は1億5,800万円の減額、また、

10目の減収補填債で補正額は590万円でございます。

以上で本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただきましたとおり、初めに、補正予算書16ページの8目自治振興費までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。

委員長、これ、繰越しのところ、全般的なことをここで聞いても大丈夫ですか。

増田委員長 繰越明許。これは答弁者がいる場合ですので、左側に書いてある款のところ聞いていただいた方がご答弁していただきやすいかなというふうに思うんですけども、理事者側、いかがでございますか。それでよろしいな。そのときの方が。

梨本委員 分かりました。細かいことはそのときに聞こうと思うんですけど、全体的な話だけ聞かせてもらっていいですか。

増田委員長 どうぞ。

梨本委員 繰越明許、これ、今年も10億7,600万円という金額が繰り越されてるわけなんですけれども、去年は、地方創生の臨時交付金事業があって、それでも10億2,000万円ほど繰り越されたと思うんです。全体的な繰越しの消化というのはどうなってるのかというところ、令和2年度分、どういうふうな形でできてるのかというところを聞きたいんです。というのが、やはり繰越しがどうしても目立ってしまう。やはり単年度会計の中でできるところがなかったのかというふうにどうしても感じてしまうわけでございますので、その辺り、令和2年度の消化の度合いなんかを聞かせていただけたらというふうに思っております。細かい話は各款で各担当課で聞かないといけないと思いますが、全体的なところを教えてくださいませんか。

それから15ページ、一般管理費の人件費のところなんです。退職手当特別負担金、これ、771万4,000円増額されてます。当初は1,649万4,000円で4名ということで予定されてたと思うので、これ、何人増えたのかというところを教えてください。

その2点、お願いいたします。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

梨本委員のご質問でございます。令和2年度の繰越明許費の執行状況ということでございますが、こちらの分につきましては、各課の方で執行状況というのを管理しております、今ここでお答えとして申し上げることはできないでございます。また、決算のときにはきちっとした数字出てまいりますので、そのときにお答えさせていただきたいと思っております。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

退職手当特別負担金の人数の増ですけれども、定年退職以外で3人、任期期間の終了で17人の、計20名でございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。まず、繰越明許のところなんですけど、これは考え方によると思うんですけれども、私は、やっぱり単年度会計を徹底していくとか、事業をしっかりと進めていくという意味においては、繰越明許が少しずつでも減っていくとか、減らしていく方向で考えていただけないのかなというふうに思うわけです。ですので、特に単費でしてる部分、それから補助でどうしても残さないといけないところはあるかと思うんですけれども、そういった面も含めて、全体的な大きさを何とか減らしていけないのかというところだけ要望としてございますので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、15ページの退職手当特別負担金の件なんですけれども、これは当初3名が定年退職と、それ以外に14名が退職されるということで17人というふうにおっしゃったんですけれども、私、聞き方が悪かったかもしれないんですけど、聞きたいのは、予定外で何名退職されたかというところを聞きたいんです。今の説明だと、予定外でどれだけ増えたのかというところが分からなかったの、もう一回お願いできますか。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 もう一度説明させていただきます。当初予算では、定年で4人を組んでおりました。

定年以外の退職で3人、それから、任用期間の終了で17人、合計で、当初は4名、20名の追加ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。定年以外で3名が今回退職されるということなんですけれども、本当に人材の確保といいますか、組織の中である程度どの辺の方が退職されたのかというのは、私も細かいところは分からないんですけれども、どうも、ここ数年見てると、退職される方、結構中途で出てきてるのではないかというふうに思うんです。そうした中で、人に残ってもらう努力というの、それなりにこれから必要かなというふうに思ってきます。細かい話をここで一人一人するわけにはいかないと思うんですけれども、主な退職者の原因といいますか、こういう事情で退職されたということ、ある程度お分かりでしたら、ご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 退職者の事由でございますけれども、それぞれ自己都合ということでございます。3名の内訳をまず説明させていただきたいと思っております。公務外でお亡くなりになられた方が1名と、それから自己都合が2名ということでございます。自己都合の理由でございますけれども、それぞれ、やむにやまれぬ理由によってお辞めになるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。やむにやまれぬ事情ということで、本人が強く退職したいということであれば、これは本当に止めるわけにはいかないということあるかと思うんですけれども、葛城市役所に勤めてよかったと、本当に公務員になるのというのは、結構今大変な時代です。それが途中で辞められるということには、それなりに大きな理由はあると思うんです。ですから、そういったところ、今、働き方改革等も含めて、改善して下さってると思うんですけれども、一人一人、しっかりと職員のケアをできるような体制をつくっていただきたいというふうに思います。職員それぞれ仕事でお悩みのこともあるかと思うんですけれども、言い方は悪いですが、いろんなところで、言うに言えないことなんか抱えて、どうしても苦しんでおられる方なんかに対しては、それを相談できたりとか、もしくは公益通報なんかも含めて、しっかりと自分が、きっちりと自分の中で消化できるような制度をちゃんと整えていってあげるとか、広く知らしめてあげるとかということも含めて、今後やっていただきたいということだけお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

特別に、米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。

先ほど、私、答弁させていただきましたが、梨本委員のご質問の中で令和2年度の繰越しのことをおっしゃっていただいたんですけども、今回、この補正予算書に上げさせていただいてるこの繰越しの件に関して、補足だけ説明させていただきたいと思います。この19事業、実は、繰越明許費として令和3年度から令和4年度に上げさせていただいてるんですけども、この中でも、国の補正予算が12月に国の方から示されまして、それに伴って前倒しを行ったことによって、令和4年度に繰越しを行っている事業が、この19事業の中の約半分ほどございますので、その部分だけ申し添えさせていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の繰越明許費のことですけれども、これについて、全て国の補正ですか。それによるものなのか、それとも葛城市独自で新規にやってるものがないのか。これについてもお伺いします。分かったら、お願いします。今のお話だと、12月補正……。

増田委員長 半分やん。

谷原委員 半分やけれども、もうちょっと正確に行こうか。半分なんですけれども、新規事業で半分は国の補正だけれども、そうでないもので新規でありますか。これまでの継続というのもあると思うんです。例えば尺土駅前もそうだし、国鉄・坊城線もそうだし。しかし、予算書を見ると、いろんなところに大きい、例えば測量設計とか、新規事業というふうな形で分かるようなものがあるので、その中でどうかという、もうちょっと細かく教えていただけませんか。

増田委員長 内容ですので、内容確認であれば、原課の款のところ聞いていただく方が望ましいという先ほどのお話なんですけれども。

谷原委員 分かる範囲で。

増田委員長 全体としてのご答弁しか、恐らくいただけないと思いますが、それでもよかったです。

谷原委員 これが1つの質問で、分かればお願いします。分からなかったら、原課というふうになりますので、それはそのとおりでと思います。

2つ目ですけど、先ほどの梨本委員のところと関係するんですが、先ほどありました、15ページの人件費のところです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の人件費、事業の説明のところでありました。ここに負担金補助及び交付金のところで退職手当特別負担金が上がってるので、先ほど梨本委員のことでは、退職者の人数みたいなことになったんですが、この予算に関してどうなのかということをもう一回お聞きしたいんです。というのは、任用期間の終了者が何名とかなり大きい数を言われましたけれども、この方たちは退職手当特別負担金に関係する方々なのか。そこをお聞きしたいんです。というのは、そういう方々にも退職手当が出るのかなと一瞬思ったので、どういう方たちを指してるかよく分かりませんでしたので、そのことについてお伺いします。

それから、16ページになります。2款総務費、1項総務管理費の4目財産管理費の中に當麻庁舎管理事業ということ。その下、市有財産管理事業というところで、委託料ということで管財課と、それから、庁舎機能再編推進室の委託料で、上では公共施設マネジメントシステム構築業務委託料、それから下の委託料では、庁舎機能再編に係る詳細調査等委託料とあります。庁舎機能再編に係る詳細調査等委託料というのは、當麻庁舎のことを今やっていますから、そのことに関わることだろうと思うんですが、公共施設マネジメントシステム構築業務委託料と庁舎再編機能に係る詳細調査等委託料の関係、これ、どうなってるのかなと。つまり、公共施設マネジメントシステムが全体枠で、その中の1つが庁舎の問題で、庁舎について詳しく委託料が上がって、それぞれ経費が減額になってますから、実際金額の確定だと思うんですけれども。これ、2つ並んで出てきましたので、今は庁舎機能再編のことをやっていますので、この費用が、中身についてどうなってるのかということについてお伺いします。3つ、お願いします。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問で、繰越明許費の中で、新たな、市が、国の補正予算とかに関係なく、今回繰越しされてる部分かというご質問ということでご答弁させていただきます。6款の土木費の中から、尺土駅前周辺整備事業と宅地耐震化推進事業、それから公園施設長寿命化対策支援事業、この3つを除いていただいた分が、お尋ねいただいている部分になるかと思います。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

任用期間終了の職員17名のことでございますけれども、まず、幼稚園教諭で産前産後休暇を取られた方の任期付の職員が1名と、それから、当直員11名、それから、小学校、中学校の市費講師、これが5名ということでございまして、特別負担金を137万5,000円お支払いさ

せていただくということでございます。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

先ほどのご質問の件でございますが、公共施設マネジメントシステム構築業務委託の件でございます。管財課が行っている公共施設マネジメントシステムといいますのは、葛城市全体の施設のマネジメントに関する構築業務、昨年、別の企業で支援員業務が契約締結したことに伴いまして、新たに選定業務を行いまして、システムを依頼することになりましたので、その価格が確定したため、今回補正で上げさせてもらった件でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、繰越明許費のことなんですけれども、毎回この間議論になってますので、考え方を聞きしたいんです。と申しますのは、今指摘いただいた以外は、12月補正関係なく、市が上げてきたものだ。年度末になったら、減額措置の金額とか、ただ出てくるので、新たに次の年度の事業に向けて、早く繰越明許で上げて、そしてやっていくと。こういうことなのでしょう。私は、こういう手法もありだと思ってるんです。というのは、単年度会計ですけども、単年度会計でいくと、新年度予算を組んでから、そこから事業スタートになると。どうしても事業の開始が遅れるということで、この時期に補正で組んで、早く事業をやっていくというのは、通年にならしていくという点では、考え方として僕はあると思ってるんです。つまり、そういう考え方でやっておられるのかどうか。だから、こういうふうに新規に新しい事業が、言ってみれば、かなりたくさんです。特に市道新設改良事業とか、そういうのは形で出てきますので、そういう考え方なのかどうかということを確認させていただきたいと思います。これが1つ目の質問です。

それから、退職者についてですけれども、これについては、17名の任用期間内に終了される方について、退職金が出されるものと認識いたしました。とりわけ當麻庁舎が、除却に伴って、當麻庁舎では、長年にわたって宿直員として勤務されてた方がおられます。その方が、除却に伴って、葛城市の新庄庁舎だけになるということで、人数をとにかく減らしていくことで、一旦リセットみたいな形で、どうしても定員が減員になってしまいますから、宿直員が減るということで、そういうことで、こういう宿直員の方にも退職手当が払われるということ、これはまた確認の質問ですけど、そういうことになってるのかと。もちろん、新規にまた、1年きりの期間でずっと長年勤めておられたと思うんですけども、また新規に採用されることだろうと思えますけれども、このことについて確認させていただきます。

それから、3つ目の、順序が逆になりましたけども、公共施設マネジメントシステムと庁舎機能再編のことなんです。公共施設マネジメントシステム再構築の中に當麻庁舎周辺のことについては入っていたんですか。このことを聞きたかったんです。つまり、公共施設再編ということですから、合併してたくさん施設がある。長寿命化もある。そういう施設の考え方の中に當麻庁舎のことも対象になってるのかどうかということをお聞きします。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 庁舎当直員に退職金を払うのかということでございますけれども、庁舎当直員につきましては、フルタイムの会計年度任用職員でございますので、退職金をお支払いさせていただきます。

以上です。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

公共施設マネジメントシステムの中に當麻庁舎分が含まれているかというご質問でございますが、マネジメントシステムに関わる部分につきましては、今現状、葛城市で持っている施設全体が入っているものでございますので、今現状としては、入っているということで結構かと思えます。

以上でございます。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 各事業のことは各事業で聞いていただけたらと思いますけど、総論として、単年度主義と言われていますが、基本的に、今の国も県も、ほかの自治体も、流れとしては、どううまくやるのか、債務負担とか、繰越しを含めて。単年度主義、単年度主義ではなくて、柔軟化というのを考えていくという方向にありますので、我々としてもそのような考え方も取り入れてやっているというところでございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。退職手当の件につきましては、フルタイムの会計年度任用職員については、一定期間勤められたら退職手当が出るという認識で、ありがとうございます。

それから、公共施設マネジメントの計画についても、當麻庁舎も含めて、全体のことを含めて構築してるということですので、よく分かりました。

それから、最後ですけれども、副市長がおっしゃってた、私もそういう考え方はありだと思います。国の方も15か月予算とか言い方をしますし、予算の組み方についても、これまで4月、5月が全く公共事業がなくて、年度末に重なることとか、業者も大変だということで、できるだけ平準化していきましょうという流れがあるんだろうと私は思うんです。そうすれば、この年度最後の補正予算審議では、やはり新規の事業はこういうことがあるということの説明していただきたいんです。先ほどありましたように、増額のところだけ言いますということですけど、全体で減額になってた場合は、それが埋もれてしまうこともあるので、新しくやるところはこういうところですよというふうなことが、ちゃんと審議できるようになったらいいなと思うんです。個別のことについては質問いたしますけれども、予算のときは結構、そういう新たな事業については質問があって、どういう事業が新しくやられるのか、市民の方にも分かっていたらいいんですけども、どうしても補正予算審議のときには、そこがおろそかになるかなと思いましたので、これはきちっと議論をこの回はやっておかなければいけないということを申し上げておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私は、歳入の1款市税の4項市たばこ税なんですけれども、一般的な感覚として、今は健康のためにたばこを吸わないとかということが普通になってるんですけど、たばこ税が3,000万円の増額になってるという理由を聞かせていただきたいのと、それから、地方交付税なんですけれども、それが2億6,568万7,000円の増額なんですけれども、合併特例債というのが20年で延長になったと思うんですけど、その中に合併特例債というのは含まれているのかどうかというのと、それから、15款県支出金の農林商工費県補助金の中の日本型直接支払制度多面的機能支払事業補助金……。

増田委員長 超えています。

柴田委員 農林課、1款と2款だけ。すいません。歳出の2款総務費の中の交通安全対策費の幼児2人同乗用自転車購入補助事業なんですけれども、これは、1人4万円の補助というふうには聞いているんですけど、何人の方が補助を受けられて、自転車に関しては、何か制限というか、こういう自転車でなければ駄目ですよというような制限があるのかどうかというのをお聞きしたいです。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの柴田委員の1つ目の質問でございます、たばこ税の増収についてということでございます。税務課が控えておったところでございますが、今入っておりますけれども、概略を申し上げますと、昨年10月に税率改正がございました。その税率改正によって収入が増えたということが実状となってございます。一方で、健康志向によってやめられる方というのも幾分かはおられるんですけども、税率改正の増収分の方が上回っておるという状況でございます。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

柴田委員がご質問いただいております、交付税の中に合併特例債が入っているのかということのご質問であったかと思っておりますけれども、交付税を算出するに当たりましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額が普通交付税として地方自治体にいただけるものとなっております、今お尋ねいただいております合併特例債というのは、基準財政収入額の中の公債費として……。

(「需要額」の声あり)

米田総務部理事 すいません。需要額の中の公債費の部分に含まれているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま柴田委員のご質問の、幼児二人乗り自転車購入補助でございますが、当初、補助の上限が1件当たり4万円となってる中で、40件分の160万円を予算計上しておりましたが、

12月末現在で15件の申請でございまして、その後、残り15件の見込みで120万円の決算見込みということで見込んでおりましたので、今回40万円の10件分の減額をさせてもらうもので、今月入りましたのが、10日現在で申請件数は18件となっておりますのでございます。

あと、安全基準等につきましてですけど、SGマーク等、そういった乗用自転車として安全基準をクリアしたものであるということで補助対象とさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。税が改正になったということでたばこ税が増えたということなんですけど、市に入ってくる分と県に入ってくる分があるんですけども、その辺りの内訳とかも聞かせていただきたいと思います。

地方交付税については了解いたしました。

自転車のことなんですけど、補助を受けるに当たって、一応こういうものを購入しますということを、購入の方が市に報告されてから補助金を受けることができるということになってるのでしょうか。お願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしく願いいたします。

税率の改正によりまして、市に入ってくる金額といたしましては、1,000本当たり430円の上昇でございます。県に入る金額としては、今手元に資料がございませんので、後ほどお知らせさせていただきます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの柴田委員の質問ですが、補助申請につきましては、基本的に、対象の自転車、対象幼児がおられる家庭で、購入後1年以内に補助の申請をいただくという補助基準になっておりますので、購入からということで、事前にご相談の場合は、それに対してご説明させてもらうという形になります。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。たばこに関しては、またお願いします。

自転車に関しても、事前に審査はなくて、購入後に申請されてというふうにならなくて今受け止めたんですけども、安全基準とか、今、電動の自転車が一般的になってくると思うので、購入額自体が結構高いものになってくるとは思うんですけども、購入前にどういう自転車を買うかということも把握しておいた方がいいのではないのかというふうな、私としては考えるところなんですけれども、子どもさんを持たれてる方にとっては、とても助かる補助事業だと思います。

以上です。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 先ほどのたばこ税の補足を説明させていただきます。先ほど税務課長の方から、市に

入る税が1,000本当たり430円ということでございます。微妙な数字の誤差はあろうかと思えますけども、6分の1程度が県の方に入ることになってございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 たばこ税のこと、今出たので、僕、関連でもないですけど、言わせていただいて、僕、たばこを吸ってる人間なので、やめる方が普通と言われたら、僕は普通じゃないのかなと思って、今、手を挙げさせてもらったんですけども。県とか市に入るお金はどうでもいいんですけど、去年10月で増額になって、第3段階の最後、上がって、たばこを吸われる方、この中にもおられるんですけども、これが最後で上がりまして、今これだけの歳入があります。これ、目的税ではないので、ここに使うということができないんです。これ毎回言ってるんですけども、でも、たばこを吸われてる方が、これは払い忘れとか、絶対ないわけじゃないですか、たばこ税って。絶対に入ってくるお金じゃないですか。ということは、たばこを吸われてる方は、健康云々に関することは自己責任ですから、吸いたい人が勝手に吸ってるからいいんですけど、人に迷惑をかけない程度にというのは分かるんですけども、喫煙所というのを、これからどういうふうに、葛城市の場合は、市役所にも庁舎内につくっていただいているんですけども、やっぱり吸われてる方からしたら、たばこをどこで吸えるのかなと気になるんです。吸われてない方は分からないかもわからないんですけど、僕からしたら、この施設はどこで吸える。でも、市内一円見渡したときに、施設の中で喫煙所をここにつくってくれという声はないのかなと思うんです。だって、今この金額を見ても、大きいお金が入ってきてるわけじゃないですか。それを、目的税ではないから、入ってるだけでええか、ではなくて、これからどういうふうに、例えば葛城市内の、この庁舎にしても、喫煙所はここですよと親切に説明してますかという話なんです。それを、この施設はここで吸えますというふうにちゃんと考えられているのか。ここで聞いていいか分からないですけども、今話出たので。ついでにもう1個だけ、あと2つ言わせていただきます。

歳出の15ページの議員研修事業、280万円の減額になってるんですけど、これは、来年度の予算で言うから予告しておきます。これ、コロナで、議員研修のお金でしょう。議員研修に行きましょうというお金だと思うんですけども、これ、毎年上がって下げてとやってるわけじゃないですか。予算の考え方というのは、理事者側の考え方は僕は分かりませんが、280万円あったらいろんなことできるじゃないですか。今年も来年度も予算にも上がってます。これ、どうせ行かんでしようという話なんです、僕からしたら。コロナですやん、今。議員研修旅行じゃないですけども、行く予算でしょう、これ。来年度も行かないでしょう。何でこれを一々上げてくるのか、あんまり分からないんです。そういうところを、これは予告で、今、返答要らないです。本予算のとき、来年度の予算のときに僕聞きますから。この288万円、これ、僕らの議員研修旅行費じゃないですか。来年度行きますの。多分行かんでしよう。行く言うても、コロナで行けないでしょう。だから、そういう予算の上げ方、280万円あったら、子どもたちとかお年寄りの方にいろいろお金使えるじゃないですかというのを今予告しておきます、これは。

そして、最後、もう1個は、今出てる退職金のお金の話なんですけども、今お聞きして、20人、年齢等で辞められる方は分かるんですけど、途中で辞められる方、他市他県と比べて多いのか少ないのかという分析ができてるのかと思うんです。他市他県といっても、類似団体、葛城市と同じような規模の市役所職員の辞める数、辞める理由です。今、何かぼやっと、自己都合と言われてるのは分かるんですけど、自分がほかの仕事をしたくて辞めはるのやったら、それは自己都合なんですけども、庁舎の中の問題で辞めはった原因、それを改善するという工夫をされてるのかというのが、これ聞くと、どこか分からないんですけど、ここでお聞きしたいと思います。お願いします。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

先ほどの喫煙所についてのご質問でございます。新庄庁舎につきましては、法律上、敷地の建物内につくるということができませんので、駐車場の一角に喫煙ブースを設けております。施設に勤務している職員には、その辺、啓蒙啓発が届いておりまして、ここにあるというのを承知していただいていると思っております。一元的に窓口に来られる方につきましては、いつとこのことでございますので、特に、どうしてもたばこを吸わないけないという方も少ないかと思えます。ただ、会議等で長時間、役所に滞在される方につきましては、休憩時間等におきまして、市の職員等に問合せしていただきましたら、職員から、こちらでたばこが吸えますよというご案内はできるかと思っておりますし、喫煙所の付近にも、ここに喫煙所がありますという掲示はさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

類似団体の退職者の数でございますけれども、今資料がございませんのでお答えできません。

それから、退職理由につきましては、一般的に、希望する職への転職とか、健康上の理由とか、家庭の事情とか、そういうものでございますけれども、個々の退職理由については、ここではお答えしかねるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 たばこ税のことは、税金を払っていただいているという感覚を持ってほしいという、吸ってるのが悪みたいな風潮、やめるのが当たり前、普通だと言われる風潮で、昔は、言ったら悪いんですけども、普通に室内でも吸えたんですけど、今、たばこを吸われる方は、僕でもそうですし、たばこを吸ってる方でも、今、真冬でも、寒い中吸ってる。吸うのはおまえの勝手やと言われるのは分かりますけど、この金額を見たら、それなりのことをしやなあかんと僕はずっと言ってるんです。葛城市内の全部の施設にちゃんとそういったことができてるかという、僕はできてないと思うんです。案内にしてもそうやと思うんです。個々に言うてるのではなくて、あそこはここでたばこ吸えるんやと。僕、葛城市内の施設でたばこ

が吸えるところを全部言えませんもん。ということは、案内がないということじゃないですか。たばこを吸われてない方の気持ちを、僕は吸ってるから分からないですけども、そういう配慮は絶対に、これだけの金額が動いてるから、ぜひやっていただきたいと思います。

議員研修のことは、来年度予算、令和4年度予算で聞かせていただきます。

退職の理由を聞きたいのではなくて、それをちゃんと分析できてるのかと僕は聞きたいんです。理由は知りたくないです。僕も分からないです。言えない事情あると思います。ほんで、何が言いたいかといったら、今こう聞いたときに、類似団体とか、他市とか他県とかと比べてどうなのかと言われてたら、資料がないですということは、調べてないということじゃないですか。僕、梨本委員おっしゃったみたいに、市の職員にせっかくなかったのに辞めるって、どんな理由があるのと、多分僕らは思ってるということなんです。それをちゃんと分析できてるか、できてへんか。理由なんか言えないに決まってるわけじゃないですか。それを類似団体とか、他市とか他県とかと比べてどうなのか。職場の環境がどうなのかというふうに分析して、ちょっとでも改善してるのかと僕は聞きたいんですけども、今それを調べてないということは、これから、そういうふうに、例えば、全然辞めない市があったら、そこを参考にするというのも手じゃないですか。何か理由があるんやったら、それを追跡していくというふうにやっていかないと、僕は、いい人材というのを育てる意味では、努力が足らんのかなと思って言わせていただきました。もう答弁はよろしいです。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 皆さん、おはようございます。僕もたばこを吸う一人として、たばこ税もそうなんですけど、やっぱり見てたら、昨日もずっと掃除してたんですけど、ポイ捨てとかが物すごく多くなってるのが事実なんです。ほんで、やっぱり、分煙をしっかりと、場所をしっかりと設けることによって、そこにたばこを吸いに行く。ほんで、ごみも少なくなるんです。やっぱりね、めっちゃ多くなってますわ、道路を見てても、吸い殻が。そういうところをなくす方向だけではなくて、分煙をしっかりとするようなところで掲示をしっかりと、施設に喫煙所も配置していただきたい。確かにこれだけ、たばこ税で収入もあるわけですから、目的税と違っても、そこに何かしら使えるように、弱者救済という意味でもお願いしたいと思いますのと、それはお願いなんですけど、あと、2款総務費の7目、さっき柴田委員からもありましたが、自転車の補助事業なんですけど、40万円減額補正されてきてるところなんですけど、本当にPRがしっかりできてるのかというところと、また来年も、子どもの数は、それほど今のところ減っていったってはないのと違うかなと思ってるんですけど、これ必要な方もおられると思いますし、もしかしたら、来年度も予算がこれによって減ってくるとかいう可能性も出てくるとか違うかなとか思ってます。これのPRがしっかりできて、これだけの数なんです、だから減額補正しますというのやったら分かるんですけど、PRの仕方とか、どこにこれがありますか。僕もこれあるというのをあんまり知らなかったんで、どういうところでPRされているかというところを1点だけお伺いさせていただきたいと思います。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。よろしく申し上げます。

西川委員のご質問の、広報、PRにつきましてですけど、こちらにつきましては、毎年度、広報、今年度でしたら、7月広報に、6月、7月にかけて補助事業等が多いですので、2か月に分けて補助事業等の広報をさせていただいてる部分と、それにあわせてホームページ等の掲載をさせていただいております。二人乗り自転車の同乗用補助につきましては、対象年齢児がおられる保育所、幼稚園等に定期的なチラシ等の配布を行っております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 結構お迎えとかで使われてる方とかが多いと思うんです。3月、年度のね、6月、7月とさっきおっしゃいましたけど、やっぱり3月に購入される方とかが多いのと違うかなというイメージはあるんですけど、保育園の方に定期的にチラシを出してると。そこで保育園の方とか、幼稚園のところにも常に置いておくとか、常に、こういう事業ありますよという、保育士の方にも、父兄の方に案内するとか、そういうことをして高めていった方がええのと違うかなと。みんな、そんなんあったんやと思われる方があかんと思うんです。知ってる人が知るといっただけやったらあかんと思うので、そういうところをお願いしたいと思います。僕は、広報でも、これ、結構みんな気になるところだと思うので、毎月でも載せてもええぐらいかなと思っておるところでございます。これは意見です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つ、質問させていただきます。16ページになります。2款総務費、1項総務管理費の8目自治振興費の中の事業の説明について質問しますが、街灯管理事業ということで70万円の減額となっておりますが、これ、今年度、大体どれぐらい街灯を設置したのか。かつ、大字間の街灯というのもあります。大字内だけではなくて、大字間の、それぞれどうなっているのか。また、新しい議員もおられますので、補助率、地元負担、電気代等も含めてどうなっているのか。設置等どうなっているのか。大字間、それから大字内、それぞれ説明していただきたいと思います。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員のご質問ですが、こちら、減額補正させていただいています街灯等整備事業は、こちらは、各大字等で整備されました事業費に対する補助事業でございます。お尋ねの大字間等について、大字等に対応される場合は、合わせて補助もさせていただきますんですけど、大字間等でなかなか、大字の調整であったりとか、延長的に厳しいという場合によっては、要望に対して、大字間の工事ということで、別途、補正には上がっておりませんが、工事請負費として、例年100万円程度の工事業はさせていただいております。今年度の実績でございますが、基本的に、今現在の決算見込みで言いますと、新規で30基、LED化等の取替で124基、修繕1基で230万円程度の決算見込みと見ているところでございます。

今回の減額につきましては、12月末現在での見込みで減額させていただいておりますので、約70万円の減額となっているところでございます。

補助内容につきましては、新設の街灯工事については、対象事業の2分の1補助ということで、LED化等の取替え等につきましては、1基当たり1万円の補助とさせていただいております。あと、今1件言いました、修繕というのは、3年ほど前から、LED化により農作物の田畑等による影響ということで、斜壁等をつける場合の修繕ということで、1基当たり、修繕に対して4,000円の補助をさせていただいたところでございます。

あと、電気代の方は、市の方で負担させていただいております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。大字間については別の枠でということですね。ここである事業とはまた別の事業でということでもあります。今、葛城市内も大変新興住宅が増えて、住宅の間、なかなか大変なことがあって、私は、大字間の方、先ほど100万円というふうにおっしゃいました。これだと大字内の区内の分は大体300万円ぐらいで70万円ぐらい余ってるということなので、これについては、バランスを今後、大字間も含めてやっていく必要があるのかなと思いましたが、これだけ、ご意見だけです。

増田委員長 補正予算の審査でございますので、なぜ補正予算を出されたかということを集的にご質問いただけたらと思います。

梨本委員。

梨本委員 では、1件だけ聞かせてください。先ほど谷原委員もお聞きになられたんですが、16ページの市有財産管理事業です。まず、管財課の方の委託料で公共施設マネジメントシステム構築業務委託料、当初は516万9,000円が減額で272万7,000円ということで出てきております。これ、下の庁舎機能再編推進室、こちらの700万円の減額、これは4月補正で多分2,000万円計上されたやつの700万円減額ということだと思うんですけども、先ほど、この関わりということは、説明は谷原委員の質問でされたわけなんですけれども、実際に、公共施設マネジメントシステム構築業務委託料の成果品、どういう形で我々議会の方に出てくるのかということをお聞きしたいんです。実際、当麻庁舎の機能再編については、しっかりと特別委員会もございますので、議論をさせてもらってるんですけども、なかなか全体像が出てこない中での当麻庁舎周辺の機能再編ということで議論をしておりますので、そういったことも含めた全体的な公共施設マネジメントということで構築支援をやられてると思いますので、その辺は、成果物についてどういう形なのか、お聞かせいただければよろしいでしょうか。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

公共施設マネジメントシステムの成果品ということでございますが、これはあくまでも公共施設を維持管理していくためのシステムの構築業務でございますので、目に見えてこれが成果品というのが、なかなか難しいところもございまして、また、見せ方については、課内の方で調査なり、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 目に見える形での説明がしにくいということなんですけれども、実際に私も、議員の方にも、参加してもいいよということで議員で研修にも参加させていただいたりとかして、ここを褒めようかなというところもあっただけです。しっかりと取り組んでくださってるというふうに私思いますので、実際、4月補正のときにも、このお金の使い方もしっかりしてくださいということを、私、お願いした中で、しっかりと減額もしながら成果もしっかりと上げてこられたというところ、これ、今回は、管財課と庁舎機能再編推進室、分かれましてけれども、一緒の中で担当職員、それから全庁の若手の方なんかも、協力しながらよく頑張っていたらと私は思うんです。ですので、そういった中間的なところの考え方でも結構ですので、何らかの形で、議会の方にも、今こういう形で進んでるということを随時報告いただければというふうに思っておりますので、また、その辺、これは要望だけにしておきますので、どうぞよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村議長。

川村議長 款の方も限定があるようですので、ここで私の方から、1つ、重要な質問があったかなと。議会という立場で、議員研修について委員の中から質問がありました。理事者の方に、予算、今回の補正について、議会事務局が答えないといけないような状況であったかなとは思いますが、市民の皆さんも、これ、インターネット中継されてますので、誤解があってはけませんので。この議員研修、非常に、議員それぞれで議員研修の必要性、重要性というものの認識が違うのかなというふうに私は思わせていただきました。過去、いろいろと、国全体で、議員の研修、要するに、県外研修という在り方がどうであるかということについては、いろいろと賛否両論があったというふうに思っております。しかし、葛城市議会でこの県外研修を、しかも常任委員会でそれぞれ取って、ここに来て、議会改革特別委員会の中で、議員が、議員研修の在り方ということについていろいろと議論があったと思います。当然、議員としての、今回もコロナ禍でしたけれども、県外研修に行って、相手の立場もありますので、研修が今回は無理だったという中で、ただ、予算組みとして、これを取ったことについて問題があるのかどうかということについては、また改めて議会改革特別委員会で議論をしなければならぬと思うんですけども、必要性については、私も、自分の経歴から見ても、いろいろと必要性があったと、今回のファシリティマネジメント、それから庁舎再編についても、いろいろ検証することによって議員の皆様の見識も深められて、いい議論ができていうふうに思っておりますし、これが不要ない、議員が旅行というような感覚であるというふうに受け止めてらっしゃる方がいらっしゃったら、議員として非常にやっぱりそこは、私は違うと思います。

研修の在り方につきましても、いろいろと厳しい中で最低限の予算を使って、あとは私費でやると。自分たちの飲食とかは、もちろん私費であるというふうな形を取っておりますので、誤解があったらいけませんので、議員研修の在り方について、もう一度、異論があるよ

うなことでしたら、また、議会改革特別委員が、これは議員が決めることですので、しっかりと議論をして、この予算組みをこれからするのか、しないのか。今回の補正は、やはり行けなかったと。コロナで外に行けなかったと。だから、減額し、ほっといて執行残として置いておいてもいいのかもしれないんですけど、あえて、行けないということは皆さんでご議論したと思います。そういった経緯を踏まえて今回の補正があったということ、答弁はいいですということでしたけども、これは議会の問題ですので、しっかりとっておかないといけないのかなと思ひまして、私の方から、そういった意見を述べさせていただきます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 来年度予算で言うつもりやって、勢い余って言っちゃったんですけど、おっしゃるとおりなんです。1個は、僕が思ってるのは、次の予算に上げるというのを、今コロナ禍というのを踏まえた予算組みをされてるはずなのに、議会の研修費に関しては、行くていで上がってる。無駄かどうかというのは、議会改革特別委員会でも僕言いますけども、その辺が気になって言わせていただきました。必要性というのは、僕はもちろんあると思う。でも、今度の議会改革特別委員会でも僕言いますけども、議員研修というのは必要なんですけども、使い方ということをしっかり考えてやっていきたいという思いで、多分、僕、フライングしたなど、ごめんなさい。申し訳ないです、議長。それは次の予算で言おうと思ってたので、また言わせていただきます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようでしたら、ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、補正予算書18ページ中段、2項徴税費から21ページの中段、2款の最後までとその歳出に関連する歳入の部分と、第3表の債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、18ページ、総務費の戸籍住民基本台帳事業が331万9,000円計上されてますけど、この内訳、教えていただけますか。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課の増井でございます。よろしくお願ひいたします。

戸籍住民基本台帳事業の12節委託料についてご説明いたします。この委託料につきましては、国の令和3年度の補正に伴う事業でございまして、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に向けての住民基本台帳システムの改修に係る経費でございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ、マイナンバーカードを取得しておるということが大前提で、こういうサービスというのか、受けられることやと思うんですけども。どういうふうな利点があるかということ、もうちょっと踏み込んだ形でご発言いただきましたかかなと思うんですけども、どういうふうな利点、具体的にあるのかという、市民にとって、このシステムが改修されたことによつてどういうふうな、そこが欲しかったんですけども、具体的に。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 増井でございます。

転出転入のワンストップ化のメリットなんですけれども、メリットとしては、住民の利便性の向上ということで、これまで、転出転入をするに当たっては、転出地の市役所で転出届を出して転出証明書を受け取る。その後、転入先の市町村で転出証明書と一緒に転入届を出すというふうに、2か所の市役所に出向かなければならないということでしたけれども、今回オンラインでの届けができるということになりますと、転出される方が、マイナンバーカードを使って転出地のところに転出届を出します。それと、転入地については、転入の予約というのをそれぞれ行うことになります。転出届を受け取った転出地は、転入地に対して転出証明書の情報を通知して、転入地は、転出証明書情報を基に転入手続のための事前の準備を行うことができます。ですので、メリットとしては、住民の利便性の向上で、2か所の市役所に行かないといけなかったのが、1か所の市役所で済むということになります。

それともう1点が、市町村の事務の効率化ということで、事務がデジタル化されるということと、転入予約が前もって来ますので、事前に書類等の準備をして、事務の負担の軽減と窓口の混雑の緩和が期待できるというものでございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 そういうお答えが欲しかったんです、具体的には。要するに住民側にとりましては、本当に手間の軽減、時間削減につながるという利点。そしてまた、行政側にとりましては、事務効率化の軽減という、いずれにしても、これはマイナンバーカードを取得するということが大前提でありまして、マイナンバーカードの推進ということが非常に大事になってくるわけでありまして、市民にとりましても、本当にマイナンバーカードを取得することによって、どのような利便性、便利なのがあるのかということ、もっと行政側も周知徹底をしていただいて、マイナンバーカードの推進に取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 歳入のところで少しお伺いいたします。1つは、9ページです。第1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税のところで増額補正ということになっておりますが、これについて、家屋は分かるんですが、償却資産が3,500万円ほど増額になっております。この中身についてお伺いをいたします。

それと、もう一つ、8ページの地方債補正になります。あるいは、歳入でいうと14ページですか。同じことなんですけど、減収補填債のことについてお伺いします。減収補填債というのは、標準地方税収が少なくなった場合に補填債が発行できるのかなという理解だったんですが、ここが分からないので教えてほしいんですけども、税収があって、増額補正になってますので、税収が増えてる中で減収補填債を上げておられるというのは、私、詳しくないものですから、その仕組みについて教えていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税はここで聞いていいですか。ふるさと納税の方ですけど、これは債務負担行為補正のところ、7ページ、ここで伺いたいんですけども、大変ふるさと納税、今、葛城市も頑張ってください、議会でも議論してたところですけども、非常に頑張ってください、増えてきております。地域の特産品等を含めて、地域の業者にとっても大きい恩恵があると思うんですけども、様々な考え方があって、当然批判的な考え方もございます。その中で、本市では、ふるさと納税に力を今入れてきてるわけですけども、これ、補正して、かなり限度額を債務負担行為として伸ばしております。ふるさと応援寄附業務委託、つまり、ふるさと納税を、いろんな事務量が発生しますから、業務委託してるわけですけども、これは全体として伸びるから増額補正してるのか。それとも、そもそも、委託料が高くなってるというか、そこで増額補正になってるのか。あるいは両方なのか。そのところをお聞きしたいと思います。増額になった根拠です。お願いします。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

まず1つ目の、償却資産の増額についてでございますが、当初予算におきましては、償却資産では3億1,000万円計上させていただいたところございました。令和3年度当初予算の算定期間は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されまして、先行きが全く見通せないような時期でございましたため、令和3年度予算につきましては、前年度より大きく減少を見込んでおりました。固定資産税の償却資産につきましては、ご申告に基づき賦課決定となりますが、令和3年度におきましては、減少の影響はあまり見受けられませんでした。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の額に戻すような形での増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為の方をお答えさせていただきます。令和3年9月議会でご承認いただきました額を更に増額ということなんですけど、令和3年度の決算見込額を見直しましたことによりまして、令和4年度以降の寄附額の見込みを修正いたしました。これに伴いまして、債務負担行為の枠も見直すものでございます。具体的には、令和4年度から令和6年度、3年間で寄附金額の合計見込額を2億1,900万円と見ておりましたところを、2億5,500万円といたしました。これによりまして、返礼品代等を含みます事務委託料を9,368万円から1億1,640万円に修正するものでございます。

以上でございます。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

谷原委員の2つ目のご質問です。減収補填債の内容ということでございますけども、この減収補填債、今回補正予算で上げさせていただいてる分でございます。普通交付税の決定後に、当該年度の基準財政需要額と税収額との差額を精算するために発行するものが減収補填債ということでございまして、このたびの補正予算でございますけども、利子割交付金に係る減収補填債ということで590万円を上げさせていただいてる分でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。市税の方については、見込みがそもそも低く見込んで予算をつくったので、それで、それほど影響はなかったということで、分かりました。大きく伸びてるというわけではなくてということですね。分かりました。

2番目の、ふるさと納税の方ですけれども、大きく伸びる予想ということで、寄附が伸びるということで、分かりました。委託業者が変わったりとか、委託そのものの基準が変わるとかということではなくて、伸びが大きくなるということで、分かりました。

それから、減収補填債についても、要は、全体ではなくて、個々の税収の見込みということで、それが減れば減収補填を行うと。分かりました。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 19ページ、総務費の選挙費、衆議院選と市議選の減額が来てるんですけど、葛城市議会議員選挙は、投票なかったので減額になってる意味は分かるんですけども、衆議院議員選挙も240万円減額になってるんですけども、これは、基本的な質問で申し訳ないですけども、ここが気になったので、なぜなのかということをお聞きしたいんです。市議会議員選挙の内訳を見たら、それは減額になるでしょう、投票なかったからという話なんですけども、でも、衆議院選は、内訳を見ても、最初から分かってたんじゃないのという金額が減額になってるような気がするんですけども、謎に思ったので、ここだけお願いします。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。

衆議院議員選挙の減額の部分につきましても、細々とした部分が上がっておるかと思えますけども、例えば、選挙管理委員会の委員報酬だったりとか、投票管理者の報酬とか、期日前投票立会人の報酬というのは、外部の人間だけではないに、内部の職員とかで対応できる部分につきましては、そういうところら辺、内部の人間で対応しておりますので、そういった部分で余った部分が減額部分として出てきておると。あと、食糧費とか、印刷製本費とか、修繕費とかというのは、金額的には本当に微々たるものかと思えますので、実際に執行した残りの額を減額させていただいてるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。何が言いたいかといったら、うちの3区の他市の予算状況も、予算上がって、今、最終の補正で上がってきて、それで同じような感じで下がってるのかな

と気になるんです。予算の、先ほども僕言いましたけど、分かっていることに対して予算を組んで、こうやって減額という、衆議院選かて何回やってるのって話に、僕は個人的には思うんです。他市と比べて、他市はそれだけ予算組んで、衆議院選やった後のこれだけ減額出てるのかというのは、1回調べておいてほしいんです。多いか少ないか分からないです。うちがめちゃくちゃ少ないかもわからないですけども、でも、この240万円というのも、当初予算で240万円、さっきの旅費の280万円と同じなんですけども、そのお金をうまくいこと、最初の予算組みのときにちゃんと考えれば、いろんなところに使えるんじゃないのという思いで今聞いているんですけども、これは調べておいてください。

それで、もう1個、僕、この場でしか言えないと思うんですけど、この前、見てもらえるように、市議会議員選挙があったら1,700万円ぐらい使ったと。選挙というのはお金を使って市民の声を聞く場なんですけども、みんな投票行きましょうという動きしてると思うんですけども、僕、年代別の投票率、調べてくれと、前の決算か予算のときに言ってると思うんです。葛城市内の若い方々に投票行ってくださいと、みんな声を大きくして言うけど、若い世代の投票率、何%か分かってませんと、意味分からんことになってたと思うんです。調べておいてくださいと結構前に言って、衆議院選終わりました。調べていただいていますか。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員の過去にご質問いただいている中での、若年層の投票率というようなところら辺で、特に18歳と19歳に焦点を当てて調べさせていただいております。18歳投票率といいますのは、平成27年の公職選挙法の改正に伴いまして、平成28年の参議院から18歳以上の選挙権があったということで、投票されております。過去のデータ、国政選挙のデータになりますけども、平成28年7月に執行されました参議院通常選挙、これは18歳で51%、19歳で39%でございました。3年後の令和元年度の7月の参議院選挙につきましては、18歳で35.62%、19歳で28.83%です。これを、去年10月に執行されました衆議院議員選挙の数字で申し上げさせていただきますと、18歳で約57%です。それから、19歳で約42%となっているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。僕、若年層だけ上げてくれと、多分一言も言ってないと思うんです。年代別で上げてほしいと言ったから、それは、何が言いたいかといったら、引き続き、この数字も出していただいてありがたいんですけども、これが果たして高いのか、低いのか。18歳、19歳という数字が出てたんですけど、20歳以降の数字が出てなかったら、僕からしたら、あんまり意味ないんです。18歳、19歳、20歳、年代別、言うたら、3歳刻みとかでもええと思うんです。ここの投票率が悪いからという、手を打てるというか、工夫ができるわけじゃないですか。葛城市内の若い人たちは、選挙に行くためにどうしたらええかというのを考えたいから出してほしかったんです。だから、18歳、19歳を出していただいてありがたいんですけども、はっきり言って、全年代の投票率というのは、葛城市は把握しておい

た方がいいと思うんです。それは、これから、こんな時代なので、そこまで大変なことだと思わないんです。それをしっかり把握していただいて、これ、どこかに公表されてますか。多分、僕が聞かなくな出てこない数字なんですよ。というのをちゃんとホームページなりに出して、ほんで、それに対して僕らがちゃんと知恵を出して、ちゃんと選挙へ行くようにしていくという話を僕はつくり上げていきたいので、これからまたその辺、よろしく願いしておきます。これは意見だけにしておきます。よろしく願います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 21ページになりますけれども、2款総務費、7項監査委員費、1目監査委員費ということです。ここで監査委員会事業ということで、報酬の減額、手当の減額となっております。この理由についてお伺いします。

それから、もう一つ、先ほど減収補填債のことをお伺いしました。これについて、私、初めてでしたので、もう一度、教えていただきたいんですが、利子割交付金が、基準財政需要額と地方交付税の見込額の差額として利子割交付金が減額になったので、それを埋めるためにこの補填債ということですが、私、よく分からないんです。また分からなくなつたんですけど、税込全体としてはあって、予算全体としても、言ってみれば、そんなに大きく赤字になってるわけでもないですし、これ、590万円を、債権にしたら利息がつくわけですね。これ、何で590万円借金せなあかんかったのかなど。利子割交付金以外、それはたくさん、配当割交付金とか、いろんな交付金がありますけれども、全体として、そう税金が大きく、先ほどありました、落ち込んでないのに、なぜこういう起債をされるのか。しなくてもいけるのやったら、やった方がいいと思ってるんですけど、そこら辺が分からないので、もう一度説明いただいたらと思います。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。この減収補填債でございますけれども、まず590万円という額ですが、充当率100%の交付税算入率が75%ございますので、確かに、借金というくくりにはなりますけれども、かなり有利な起債だという理解の下で今回の補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 吉田局長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局、吉田です。よろしくお願いいたします。

令和3年度で会計年度任用職員の予算を計上しておりましたが、その後、令和3年4月に会計年度任用職員1名を任用いたしました。その後、令和3年8月に退職されたため、その後、代替りの経験者等の採用ができませんでしたので、補正予算計上時までの部分の不用額を減額補正するものです。よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 減収補填債のこと、よく分かりました。有利な起債になるということで、分かりました。

2つ目の、監査委員のことですけれども、私、監査を強化するというので申し上げてまいりました。これ、なぜ7か月も採用ができなかったのか。採用された方も途中で辞めてしまわれた。さらには、半年以上空白で採用できなかった。監査というのは非常に大事です。大事なところ、育児休暇を取られた女性が、育児休暇を取得しやすくするためにも、ちゃんと休暇を取られた後の人員措置、これは女性が働きやすい職場環境をつくる上でも必須のことだと思っんですけれども、ここら辺の、なぜこれ、できなかったのか。これについてお聞きします。

増田委員長 吉田局長。

吉田監査委員事務局長 令和3年度で予算を計上させていただいて、前後で職員の経験者なり、声かけて募集もしてたんですが、なかなか募集に対して、昨年度も面接をした結果、行政の経験者の募集がなかったり、また、職員の経験者に声かけたところ、ほかへ行っておられたり、あと、応じていただく方がなかったもので、なかなか、専門的な監査の会計事務であったり、議会のその辺の内容の精査してる者を希望しておりましたので、採用することができませんでした。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 監査のことですから、大変行政の経験、それなりの知識がない方だと非常に大変だということで、会計年度任用職員でそういう専門性がある方を募集、努力していただいたけれども、それがいなかったということでもあります。育児休暇を取られた後の補充については、会計年度任用職員、元の職場に戻るということを優先されるようですけれども、その間、人事異動があっても私はいいと思ってるんです。育休でも、二、三年というふうに長くなることがありますから、その間、異動していただいて、専門的な行政の経験のある人に監査やっていただいて、その方が復帰されるときは、また、その席を空けておくというふうな形でもいいと思うんです。でないと、職場によって大変なことが起きると思いますので、ご苦労いただてることはよく分かるんですけれども、そこら辺のことについて、結局、半年以上も空席になってしまったということについては、今後改善をお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 僕から、2款総務費、税務総務費のふるさと応援寄附事業のことについてお伺いさせていただくんですけれども、ポータルサイト掲載の手数料50万円と、委託料、ふるさと応援寄附事務委託料450万円が計上されてきております。これのポータルサイトには、どれぐらいのサイトに葛城市は載せてるのかということと、この委託料の内訳を教えてくださいたいです。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

ポータルサイトの掲載についてでございますが、現在3か所お願いしております、楽天、

それから、ふるさとチョイス、ふるなびの3つでございます。委託料の金額でございますが、令和4年2月時点で、手数料、委託料を合わせまして約2,000万円の支出が済みでございます。これには年度末に一括分というのは入っておりませんので、これに対して、まだ3月分と年度末一括分が加わる形になります。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。今、楽天とふるなびと、もう1か所あるということをお聞きしたんですけど、これ、どこからの問合せが一番多いのかということと、その検証ができてるのかということと、あと、先ほど、委託料の中に手数料、まだ、もう入ってということなんですけど、返礼品代というのも入ってるということやと思うんですけど、返礼品代というのは、恐らく事業者にお返しせなあかんのかな。それか、買うたはるのか分からないです。その委託されてるところが。何せ、それを引いた分の委託料というのは、一体どれぐらいになるのかなと。要は、返礼品代というのは、事業者にお返しせなあかんものやから、そやから、葛城市で委託料として純粋にどれぐらいお支払いされてるのかなというところをお聞かせいただけますでしょうか。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

まず、ポータルサイトのお申込みの比率なんですが、ふるなびは、令和3年10月以降の開始ですので、スタートが遅れておりまして、現状としましては、ふるさとチョイスと楽天が同数ぐらいで、ふるなびがその3分の1程度の実績になります。それから、委託料の品物代とか送料とかを引いた分といたしましては、現在のところ、今手元で12月末の分しか金額がないんですが、240万円足らずです。ただ、これ、12月末時点では240万円足らずなんですが、これ以降、年末の分をお支払いしておりますので、その分、ここはかなり現状は上乘せになっています。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 ポータルサイトについては、分かりました。ふるなびは最近始められたということで、まだ検証していかなあかんというところで理解させていただきました。大体一緒ぐらいやというところで理解させていただきました。あんまり差が開いたら、そのポータルサイトは考えていかなあかんとか、そういうこともあったと思うんですけど、まだもうちょっと検証が必要なかなというところで思っております。

それと、委託料なんですけど、240万円が純粋に、品物と発送代を引いたら大体それぐらいになってきて、まだもうちょっと増えてくるというところになってまして、だから、大方、返礼品代に充たってるのかなというところで、やっぱりもうちょっと分かりやすく書いておいていただいた方が、返礼品代というの、どういうものがある、そんな細かい品物とかまでいいんですけど、返礼品代とか、その辺と送料というのを、もうちょっとここで分かるように書いておいていただいたら、純粋に委託料は何ぼやというところで、また、その比

較もできていくのかなと思うので、それは、質問はあれなので、お願いをさせていただいておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 関連というか、ふるさと応援寄附事業なんですけども、今、これ補正で上がって、先ほどおっしゃった、12月に、何か10月から始まったサイト、新たにやりたくなったんですか。何で追加で今出てくるのかあんまり意味が分からないんです。詳しく、僕、聞き逃してるかもわからないんですけども。これ、ポータルサイト掲載手数料とふるさと応援寄附事務委託料が急に増えたということですか。新たに何かするということですか。

もう1個聞きたいのが、なぜその3社に絞ったんですか。何か根拠あるんですか。そこが今話聞いてて疑問に思ったので、答えていただけますか。

増田委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

今回、委託料等の増額補正をお願いいたしますのは、寄附額全体が増額したためでございます。ポータルサイトを1件増やしたからというわけではございません。現在3社でお願いしておりますが、随時増やしていく努力をしているところでございます。当初スタートしたのが、楽天とふるさとチョイス、2店でございました。増やせる限りは、極力、窓口を増やしたい、入り口を増やしたいと思っておりますので、今回はふるなびを増やすことになったという結果でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 余計分からないんですけど、それ、増えたら増えただけ、毎回補正で出てくるということなんですか。僕、仕組みが分からないです。増えたら増えただけ、変わっていくんですか。仕組みが分からないです。皆さん、知ってるのかどうか分からないんですけど。要するに、返礼品が増えたら、こういうふうには手数料も増えていくということなんですか。どういう契約になってるのか分からないんです。来年度は目測が立たないということですか。僕の考え方がおかしいか分からないんですけど、1個新たに増やすんやったら、意味分かるんですけども、予定より多くなったから、また委託料が変わってくるって、それ、どういう契約なのかあんまり分からない。イメージでは、手数料が1件につき何ぼやから、ぼんぼん増えていくという話だと思うんですけども、そういう契約でいいのかなと。

もう1個、何が言いたいかといったら、その3社に絞った、これから増やしていくという、増えれば増えるほどいいものなのかなと思うんです。根拠が分からんというか、増えれば増えるほどいいんやったら、最初に全部増やしたらええん違うのと。何でこれから増やしていくのがあんまり分からないです。いきなり最初から全部やったらええん違うんですかと思うんです。どうせやるなら最初に派手にやった方がいいのに。どうぞ、副市長、しゃべってください。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ふるさと納税については、基本的に委託会社にやってもらってるところが多くて、件数当たりの単価だったり、パーセントというのがほぼほぼです。理由といたしましては、お願いしているのが、寄附をいただいたら、それに対していろいろ返送をしないといけないであったり、封筒を送らないといけないであったりというのに作業が発生しますので、件数に応じて、金額が増えれば委託料も増える。今回、うちは3月補正で間に合いましたけれども、例えば、12月が一番多くて、1月に支払わないといけないとかいうのであれば、ほかの自治体では、1月に臨時会を開くだったり、ここについては確実に払わないといけないというのと、歳入が増えているというので、専決をさせていただいてる自治体というのも多くあります。

サイトについては、何が一番いいのかというのは、まだ分からないというか、いろいろ考え方はあると思うんですけど、サイトを増やせば増やすほど、寄附者の皆様は、どのサイトからというのは結構決まっているんです。ふるなびだったら、結構高所得者の方が見られて、一括でパッケージを作ってくれるので、そこをお願いしますだったり、楽天なんかは、楽天のポイントを持ってらっしゃる方なんかは、楽天の方でやるだったりというので、サイトを増やせば見られる方が多くなるのでいいという観点はあります。一方で、そのサイトによって、この配送業者でやってくださいとかというのが決まったりします。そうすると、返礼品を出してくださる方については、ここから来たらこういう作業をしないといけない、ここから来たらこういう作業をしないといけないというふうに、若干複雑になってしまうというのがあります。ですので、むやみに増やせば、我々の収入としては増えるかもしれませんが、事業者様の事務が増えてしまうというので、どこまでがいいのかなというのは考えておりますが、同じような配送業者であれば、もうちょっと増やしても問題ありませんので、そこについては、今考えさせていただいて、増やせるものについては、増やしていこうというような考え方です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 なるほど。何となく分かりましたけど、ということ、多分決算かどこかで、ふるさと納税の仕組みみたいなのを、1回僕らに教えていただきたいかもわからないです。今の、業者にこれだけ行って、税はこうなると、そういうのは厳しいんですか。大体でいいですけど。何となく、これ、この数字に対して今、何ぼ入りがあって、年間通してこうで、だから効果があります。だからこのサイトを使ってますという根拠が僕らは分からないので、その辺、これは要望というか、お願い、無理やったら無理で、自分で調べますからいいですけども、ある程度見える化しないと、複雑過ぎて分からないです、今の話でも。なぜその3社なのかと、今もぴんと来なかったの、それは後日でいいので、ある程度の流れを示していただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 関連なんですけれども、私、これ聞いていいのかわからないんですけど、歳入の方の17款のふるさと応援寄附金というのがあって、これはふるさと納税のことだと思うんですが、それが1,000万円の増額になっていて、こっちの歳出の方で、500万円の、今言ってらっしゃるのが歳出になってるということは、その差額が利益ということになるのでしょうか。よく分からないんですけど。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ふるさと納税、納税と言っていますが、基本的には寄附金ですので、利益という考え方は、あまりそういう言い方はしてないんですけども、実質的に歳入と歳出の差は幾らですかというと、そのとおりです。なので、大体のイメージとしましては、1,000万円の寄附をいただいたら、500万円が出ていくと。その内訳というのは、返礼品代が3割までとルールで決まっていますので、大体1,000万円だったら300万円ぐらい。返送料というのが大体10%ぐらいになります。この10%、高いかなという感覚をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、冷蔵とか冷凍はやっぱり高いですよ。東京圏の方が多いですということを考えると、1万円の寄附で3,000円のものに対して、返送料、郵送料が1,000円ぐらいというのは、そんなに変わらないのかなと。残りの10%の中で、いろんな、封筒代だったり、あとは委託料とかというのを全部吸収しているというようなイメージを持っていただけたらいいと思います。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。結構クリアになって、今、はっきり分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ふるさと納税については、私は、杉本委員がおっしゃったように、分かりにくいところがあるので、調査案件なんかで、担当の、どこがなるのか分かりませんが、1回議会で学ぶことがあったらどうかというふうに提案させていただきます。地方交付税措置のこともありますので、必ずしも、先ほどあった差額が、それで葛城市にとってよかったというふうになるかということ、その分、地方交付税で減額されたりということもあるようですから、正確にこれ……。

(発言する者あり)

谷原委員 ないんですか。何かそういうふうに私が理解して、前の議論の中でそういうことがあったので、前の議会の説明の中でそういうふうなことも聞いたような覚えがあるので、正確に我々も知っておく必要があると思いますので、お願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 何も知らんみたいな顔して僕聞いてますけど、ふるさと納税の仕組みは、結構僕知って、今どうなってるのか知りたいんです。昔は、ほんまに、チケットを売ったりして問題になったところとかいっぱいあって、今は、葛城市内のふるさと納税の、それ、発注来た

ら、誰が集めてますかとなったら、地元の配送業者が取りに来やなあかんぐらいまで厳しくなってると思うんです。僕、何が聞きたいかといったら、その前の悪いイメージのときのふるさと納税をいろいろ知っとして、例えば、100円のを10万円とかで出してる業者とかあったんですけど、それはないと思うんですけども、そういう細かいところを見たいと思っただけなので、その中で分配です。今、谷原委員おっしゃったみたいに、ほんまにこれ、いいことなのかというふうなところを明確にしたいということなんです。多分、柴田委員も同じことを思ってると思うんですけども。得とか利益とかという問題ではないんですけど、地元業者を潤すためにどうやっていったら。3社かって、これから増やしていくという根拠をちゃんと出してほしいと、それを1回みんなの前で言ってほしいと言いたかっただけなので、そんな複雑なことと違うと思うので、また、その辺は考慮していただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 先ほどからのご提案のようなお話でございますので、本日は、総務建設常任委員長ご出席、また、委員には厚生文教常任委員長もメンバーとして委員に入っておりますので、今後の議会でのいろんな研修なり、勉強会なり、常任委員長、議長もおられますので、ご配慮いただいて、勉強会を開いていただくということを申し上げておきます。

職員の入替えを行っていただきます。スムーズな移動、よろしく願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、補正予算書17ページから18ページの地方創生関係と、その歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、地方創生のところで、17ページの、説明では一番右下の、感染症予防対策員配置事業357万1,000円減額となっておりますけれども、これの内訳です。予算の執行状況を見て減額になったのか。そこらも含めて、内訳も含めて、ご説明ください。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。よろしく願いいたします。

感染症予防対策員配置事業の減額のことでございます。この事業につきましては、市内の各小・中学校、幼稚園に感染症予防対策員を配置いたしまして、感染防止するための人件費ということで計上させていただいております。今年度の当初予算におきましては、まず、1学期分ということで予算計上させていただきました。また、6月補正におきましては、2学期以降におきましても、感染状況を踏まえまして、追加で予算を計上させていただいております。この予算を計上させていただくときの当初の基本的な配置でございますけれども、1校につきまして2名の配置で、1日7時間、週5日というような勤務で、7校合わせまして週490時間ということで予算を上げさせていただいております。勤務いただいているわけですが、実態といたしましては、それぞれの学校におきまして、必要な時間数の配置というのをいただいております。勤務日数や勤務時間数にばらつきはありますが、各校においては、適正に配置いただいているということで、必要な時間数の配置をいただいた結果、週

大体402時間程度の勤務実態というふうになっております。これによって生じた不用額というのを減額補正ということで上げさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 1校につき2名の対策員ということで、7時間、7校にしたら490時間、これが実態は402時間程度であったということで、その差ということで減額になった。実際、私が一番心配するところは、本当に今の配置されてる状況で、完璧に7時間、時間こなして、本当に対応できてるのかというところが心配で、本当に今こうやって配置していただいているけど、もっと配置した方がええんじゃないかと。何せ目に見えないもので、本当にそこらも心配しておるところで、本当にこの状況という、今年度に入りまして、本当にオミクロン株の感染者も増えてきているという、本当にこれでええのかな、どうなのかなというところなんですけど、そこらは、この配置状況でどうなのでしょう。なかなかお答えにくい部分もあるんやろうけども、完璧に、体制的に大丈夫なのかというところをお聞きしたいんですけども、これで十分なのでしょう。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

感染症予防対策員に業務をしていただく上で、これで完璧なのかというお問い合わせかと思えますけれども、各校によりまして、勤務時間数ですとかというのは、それぞれ、学校長なりが配置の方を調整していただいているという状況もあります。朝からやっていたる学校もありますし、うちの校は、午後から、みんな児童が帰った後から、いろいろ対策をしていただく、掃除をしていただくというようなことで、配置をしていただいているところもありますので、時間数等にはばらつきはありますけれども、やっていたる内容につきましては、各校、大きな学校もあります。小さな学校もあります。いろいろなところでやっていたるもので、適正に配置させていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 なかなか、本当にコロナ禍にあって、コロナ感染、目に見えないものでありまして、本当に実際問題、こういう対策員の方にご尽力いただかなければ、もっと感染者数も増えておった可能性も十分考えられますので、そういう今後の配置状況も、もう一度見直していただきまして、本当に万全の体制で臨んでいただきたいと、よろしく願い申し上げます。

増田委員長 予定してた人員を確保できなくて減額したということではないということですので、ご承知お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 17ページです。今、地方創生臨時交付金事業費をやっていますので、17ページの、それぞれの事業のところを1つだけお聞きします。市内消費活性化事業、4,044万6,000円減額となっています。大変な減額です。これは、私も補正予算審議のときに、これが上がったときにだい

ぶ意見は言わせてもらいました。5,000万円予算を使って、執行額は1,000万円程度になっているということでありますけれども、これについて、現状、本当に地域の業者の方にどの程度還元されたかということでお聞きしたいんです。把握されてるかどうか分からないんですけども、利用件数及び1回当たりのポイント還元率、どんなものだったのか、把握されてるんだったらお聞きしたいんです。例えば、最も還元されたような業者、私が見たら、大手のチェーン店がたくさんありますから、そういうところで利用率が高かったのか。道の駅でも利用されている方も多かったというふうに聞いてるんですが、どの程度、地域の本当の業者の方々に還元できたかという、そこら辺、分かれば教えていただきたいんです。

併せて、2つ目の、この件についての質問ですけれども、今回これで事業が打切りで、当然、4,000万円ほど地方創生臨時交付金が不用になったわけですけど、これは新たな年度に持ち越されるという考え方でいいのかどうか。一度、国からいただいているものですから、それが国に返せということにはならないと思うので、ここを確認でお聞きします。2点お願いします。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光課長 商工観光課、竹内でございます。よろしくお願いいいたします。

ただいまの谷原委員の質問でございます。コロナ禍におきまして、市内事業者の落ち込んだ売上げを回復させるため、市内の消費活性化をし、それを還元するための事業でございます。11月の1か月間に、市内の対象店舗におきまして、d払いまたはauPAYを決済利用された方に対しまして、決済金額25%を現金として利用できるポイントを後日付与する形で、かつらぎ応援！キャッシュレス決済でポイント還元キャンペーンを実施しました。1回の付与上限額が2,000円相当でございます。期間中は合計5,000ポイントを還元するものでございます。

減額に至った理由といたしましては、周知期間中に事業者の説明会や利用者向けの説明会を開催いたしましたが、周知期間が短かったことによりまして、市内事業者の登録者数が想定より伸びなかったこと、それから、利用者数が想定よりも少なかったことが原因と考えております。しかしながら、今回のキャンペーンで新たにキャッシュレスを導入された事業者が増えたこと、それから、これまでキャッシュレスを利用しなかった消費者にキャッシュレスを利用してもらい機会となりました。対象店舗数は、キャンペーンの前月実施月の10月、11月に増加傾向にありました。売上げにつきましても、d払いでは、キャンペーン前より196%の増加がございましたし、auPAYにおきましては、キャンペーン期間前より384%の増加がございました。実績としましては、d払いの方で、キャンペーン期間中の取扱高、売上げが2,419万5,662円、ポイント還元額としましては442万70円でございます。利用者総数としましては、期間前が3,447名、期間中でございますが、4,649名。それから、市内の対象店舗数でございますが、9月時点では110店舗に対しまして、11月のときは119店舗に増えてございます。

auPAYの方でございますが、キャンペーン期間の取扱高は2,305万9,130円、ポイント還元額としましては513万3,185円でございます。利用者総数としましては、期間前が2,665

名に対しまして、期間中は4,359名となっております。市内店舗数は、9月、139店舗でしたが、11月、146店舗になってございます。

このキャンペーンに関しましては、大手のチェーン店等は、大企業ということで省かせていただきまして、中小企業の地元の事業者応援ということにさせていただきました。それで、最も多く利用された事業者としましては、コンビニということで報告を受けております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

先ほどの谷原委員のご質問、歳入の方なんですけども、令和3年度の葛城市の臨時交付金の交付額は2億2,419万1,000円でございます。今回減額補正出ておりますが、葛城市で令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画ございまして、他の事業の方で全額充当し直しておりますので、全額執行する予定でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。全額執行ということですので、よろしくお願いします。

先ほどの、キャッシュレス決済によるポイント還元による事業ですけれども、私は、5,000万円予算計上して1,000万円しか執行できてないので、この目的が、あのときも議論しましたけれども、できるだけキャッシュレス決済を増やしたいということですが、店舗数を見ても、そうあまり多くなかったかなと。劇的に伸びるわけでもないですし、かえって地域の方の小店舗では、設置することによる負担とか、いろいろあったのかなと思うんです。私としては、できたら、予算があれば、5,000万円が1,000万円しか執行できないような事業ではなくて、それなりにちゃんと見直しを出して、きちっと使っていただきたいと。そうしたら、その分がほかにも使えた分があったのではないかとこのように思います。その上でお聞きしたいんですが、これは市外の方でも当然還元されましたよね。d払いとか、そういうものやったら、コンビニは若い人が多いです。小銭がたまったらあかんから、キャッシュレス決済されるんです。市内、市外の区別、分かってますか。大体、市内の方の使った、市内の方に落ちたポイント還元、市外の方、分かるかどうかお聞きします。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 市内、市外の利用の割合というところは、報告ありませんし……。うちのキャンペーン利用ではありませんが、葛城市の場合の一般的な、11月にキャンペーンを利用しましたので、居住地別のランキングで言いますと、葛城市の場合は、26%の葛城市居住者が利用されたという報告がございまして。2番目に多かったのが、大阪府からの利用者という報告はいただいております。それと、市内事業者のキャッシュレス決済を利用することの負担がありますが、まず、導入に際しての手数料、これは決済手数料として2%程度が負担になると。それ以外の負担はないと。そもそも、今回、谷原委員おっしゃいますように、当初予算でコロナ対策室の方で予算計上されておりました。新年度になりまして、商工観光課が担当するという方向に進んだわけでありまして、商工観光課としては、将来のキャッシュレスと

いう世界的な方向に市内の事業者が乗り遅れないという考え方の下、キャッシュレス決済の事業を行わせていただきました。そういった意味で、市内の事業者も、この機会にキャッシュレスを導入される方も多少増えましたし、市内の、多分当初予算のときにも、議員の中で、何でP a y P a y なんやというようなお尋ねがあったと思いますが、今回P a y P a yの場合は、約200万円の事務手数料が必要になってきます。a u P A Yとd払いの場合は、そういう事務手数料がかからないという期間でございましたので、それを導入することによって、キャッシュレスへの葛城市内の事業者の参入が図れたのではないかと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 葛城市の事業としてやるわけですから、業者に対して、当然、業者は、これはキャッシュレス決済やから、全部コンピューターに入っていくわけですから、居住者、事前に言えば把握できたのかなとは思いますが、私が言うのは、葛城市の税金で市内業者を優遇してキャッシュレスを導入すると。これはあると思うんですが、そのために市外の人までポイントが渡って、葛城市の方、市内の、とりわけ高齢者とか、キャッシュレスが使えない方が、恩恵がないと。これ、なぜ、私が、前も言ったんですけど、例えば、御所市とか大和高田市、これは地域振興券です。だから、予算がつけば必ず使っていただけると。地域振興券として。しかも、小さな商店と、あるいは大きいところでも使えるというように分けて、私、キャッシュレス使いました。ぎりぎりになって。やったことないから、a u P A Yもかなり時間かけて登録して、2件ほど使いました。でも、その後は使ってません。私ら高齢者やから、なかなかこういうふうにならないんです。だから、私は、事業としてほんまにキャッシュレスを増やすんだったら、そのための事業で予算をやったらいいと思うんだけど、今回これ、5,000万円も使って1,000万円になって、しかもお隣のところで地域振興では別のきちっとした形で、かなり手数料はかかりますけど、公平な形でやられる。これは今回ぜひ反省していただいて、教訓にしていただけたらと思います。5,000万円予算を見て、1,000万円しか執行できないというのは、やっぱりいかがかなと思います。

以上です。

増田委員長 将来の投資がなかなか想定に届かなかったと、こういうふうなご意見でございますけど、私もそう思います。なかなか時代に即した市民の対応というのは、できかねたということだと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の2款までの質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分。

休 憩 午前 11時52分

再 開 午後 1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の3款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 3款ということで、繰越明許費の6ページの方でお伺いいたします。3款民生費、住民税非課税世帯等特別給付金事業、この款ではないんですけども、その上に費目を分けて、2つ記入してあるんですけども、この内訳をご説明ください。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 社会福祉課の林本です。よろしくお伺いいたします。ただいまの松林委員のご質問に答えさせていただきます。

まず、6ページの総務管理費、上の方の分の62万円につきましては、会計年度任用職員の共済費、社会保険料の負担金ということになっておりますので、この分だけ総務管理費の方に計上させていただいております。あと残りの社会福祉費の方で負担金及び補助金4億円、それと、残りの1,936万7,000円は事務費で計上させていただいております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 上の総務管理費は、言わば共済費、人件費ということで、下の民生費は負担金。住民税非課税世帯等特別給付金の対象者についてお伺いをいたします。対象者、お願いします。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 ただいまのご質問に答えさせていただきます。

まず、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきましては、2パターンの対象者ということになります。1つ目のパターンにつきましては、令和3年度の住民税が非課税世帯ということで、こちらにつきましては、市の方で抽出、把握できますので、その方たちの世帯数につきましては3,341世帯となっております。あと、家計急変世帯、こちらは、令和3年度の住民税が課税であっても、令和3年1月以降に家計が急変、これはコロナウイルスの影響で収入が減って、その結果、住民税非課税世帯と同程度になる世帯ということになるんですけど、こちらにつきましては、申請型でありまして、こちら、捕捉というか、数字的な世帯数は当方では把握しておりません。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 非課税世帯3,341世帯、これ、プッシュ型で送付をされるということで、非課税世帯、コロナによって家計が急変した世帯、これは当然、ご本人に申請していただいて、そして行政の方から給付をいただくという形になると思うんですけども、ここで聞くのを忘れとったんですけども、この申請です。コールセンターに連絡して、申請はいつ頃まで可能なのかということもお聞きしたかったんですけども、ここの周知が、広報かつらぎの方には載ってあったんですけども、ここの周知徹底が、明らかに、もうちょっとやっていただきたいところなんですけれども。家計急変世帯、何世帯から、そういう申請はあるんですか。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 社会福祉課、林本です。

まず、今のご質問なんですけれども、家計急変世帯は、先ほども申しあげましたように、申請式ということになっております。全体的な概数というの、実のところ定かではございませんが、基本的に、今、現時点で、実は、令和4年3月1日から申請の受付開始をしております。先週末時点で6件の申請がございましたので、今、そちらについては審査をして、支給の手続を進めておる状況でございます。期限ですが、令和4年9月30日までが家計急変世帯に対する期限となっております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ありがとうございます。令和4年9月30日まで申請で、その間、しっかりと家計急変世帯に対しましても周知徹底を、いただけるのにいただかれないという、こういうことがないように、しっかりと、ここらはまたよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 まず最初に、関連なんですけれども、急変すると住民税非課税ということで。確定申告が終わってますから、税のことについては、市の方には、その把握、住民税が非課税になったとか、前年度の課税された方で非課税になった方というのは、行政の方で分からないものなのでしょうか。そうであれば、先ほどプッシュ型というのがありましたけれども、申請だとなかなか届かないということがありますので、そこが行政として可能なかどうか。そういうことについて1つお聞きしたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、22ページ、3款民生費、1項社会福祉費、歳出の方ですけれども、8目の福祉推進費となっております。ここで福祉総合ステーション管理運営事業として委託料を300万円ほど増額しております。これ、指定管理委託料ということなので、どのような指定管理の契約になってるか分からないんですが、何らかの形で年度途中でこういう形で補正になるということについての説明をお願いいたします。

それから、3つ目ですけれども、23ページになります。3款民生費、2項児童福祉費の2目児童措置費ですけれども、事業内容でいうと23ページになります。特別保育事業ということで、18節負担金補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例補助金ということであります。これは、今コロナ禍の下で、看護師、介護従事者、それから保育関係の方々の賃金が、民間の全労働者の平均賃金と比べて、5万円から7万円、それぐらい安いということで、大変なご苦勞をなさってる中で人手不足ということで、国の方としても、賃金を引き上げるということで国の方で事業が決まったわけなんですけれども、これについて、葛城市において、この内訳ですね。保育士等処遇改善臨時特例補助金の内訳がどのような支払いになってるかということについて、3点お聞きします。

増田委員長 林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 社会福祉課、林本です。よろしく願いいたします。ただいまの谷原委員のご質問に答えさせていただきます。

まず、家計急変世帯につきましては、12月議会のときにもご答弁させていただいたかと思

うんですが、そのときは、1つの例えばという例で、家計急変世帯については、任意の1か月の収入に対して12を掛けて年間の収入を算出し、そして、住民税の均等割、それが非課税になるかどうかという一種のスキームを紹介させていただいたかと思います。実のところ、今現状も、そういう流れ、事務手続で申請を受けていこうと考えております。確かに、おっしゃるように、令和3年はもう終わっております。今ちょうど令和4年の確定申告の時期でございますので、ただ、それが非課税かどうかというのは、課税決定というのはまだ先になります。さきに申し上げたやり方で自己申告、そしてコロナの影響で収入が減ったという内容で申告していただく分になりますので、税の申告から、例えば、こちらで把握してということはお考えておりません。

周知につきましては、先ほどの答弁でも抜けておったんですけども、家計急変も同じように、いかに啓発、周知するかというのがキーポイントではないかというご答弁をさせていただいたと思うんですけども、今現状、ホームページ、そして広報、それと、やはり家計的なことで一番相談に来られるのが、社会福祉協議会の貸付けです。今、特例貸付しておりますので。もちろん、各庁舎、當麻庁舎の総合窓口課のところにもあります。あと、もう一つ、こういった地域で相談支援ネットワーク的なものがありまして、もちろん、市の関係機関である部分も入ってます。そういった、普段いろんな相談事を受けておられるところに対して啓発して、もし、何かそういう相談があれば、この制度を周知、教えてあげてくださいというようお願いをしております。一応そういった形で周知の方を徹底しております。

2点目につきましては、これは福祉総合ステーションの方は指定管理ということで、社会福祉協議会を指定管理者として、葛城市から、館の運営、ゆうあいステーションの運営を委託しているものでございます。令和3年度の当初予算なんですけども、もともと、この指定管理委託料につきましては、年間の運営経費から年間の売上収入を引いた差額を市から指定管理委託料として社会福祉協議会の方に支払っておるものでございまして、令和3年度の当初は、年間の運営経費を9,972万7,000円、そこから年間の売上収入見込みを2,827万8,000円として、その差額7,144万9,000円を指定管理委託料として予算を当初つくらせていただきました。ただ、令和3年度は、令和2年度に引き続いてコロナの影響を受けておまして、大幅に収入の方が減っております。結果、運営経費につきましては、節減、かなり努力しておるんですけども、やはり限界がありまして、その結果、運営経費9,256万3,000円、若干抑えてはおるんですけども、売上収入が1,811万4,000円と約1,000万円以上落ち込んでおりますので、最終的に7,444万9,000円が必要となりますので、300万円の増額補正を今回上程させていただきました。ただ、この300万円につきましては、予算書にも書いておりますように、国の交付金を充てさせていただく予定でおります。なぜかといいますと、一応ワクチンの接種会場でゆうあいステーションを活用させていただいておりますので、その影響を受けたことによるものということで、全額300万円を地方創生臨時交付金の方で充当させていただく予定でおります。

以上です。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

3点目の質問の、保育士等処遇改善臨時特例補助金ですが、こちらの方は、市内の私立保育園が実施いたします処遇改善事業にいたしまして、令和4年の2月分、3月分に対して補助を行う事業でございます。市内の保育園3園に対して、保育士でありますとか、栄養士などの職員に対しまして、3園合計で223万5,000円の増額をお願いするという感じです。よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、低所得者の方への支援のことですけれども、要は、1か月ですよね。1か月で前年度と比べて非課税世帯水準になればいいということなので、ある意味では、非常に有利に申請できるということだろうと思います。実は、事業継続資金も同じようなスキームになってますけれども、この間、コロナで感染、自らす、家族がする。事業者の方でお店を閉められて、その期間、2週間とか、その月の売上が大きく落ちるということで、事業継続資金を申請ができますよと。相談もあつたりしますから、そういうことなんですけど、これは低所得者の方ですから、例えば、非常に所得がかつかつの方で、コロナの影響を受けて、自ら休まなければいけないとかなった、その一月でも、前年度と比べて、12か月掛けるわけですから、それで判断していただくということなので、これは本当に、そういう意味では、啓発しかないとは思いますが、本当に今、小学校、中学校でコロナになって、濃厚接触者で自ら仕事をお休みになる方も大変増えてますので、ぜひ広く啓発していただけたら、該当者が多いのではないかと私は思いますので、また、よろしくお願いいたします。

それから、総合福祉ステーション管理運営事業費委託料で指定管理委託料ということで、どういうふうに決まるかよく分かりました。これにつきましては、昨年9月の決算特別委員会で、市長が今、社会福祉協議会の会長にもなってますので、請負をする者ということについて、果たしてこの売上げと市からのお金の入れ方、これについては最高裁の判決もあります。5割ということが、判決で請負をする者という認定があるので、市長が兼任するのはよくないということをお申し上げたことがあります。これについては、予算のところでも、実際どうなのかということも含めて、またお話ししたいと思っております。

それから、あと保育士の件です。これ、幼稚園の教諭は入ってないのでしょうか。今、私立保育所というのは私立ですね。公立の場合はないのかということになります。これはどうなのか。今回はこれ、私立の保育園の栄養士も含めた、保育士も含めた、9,000円ですか。平均になると思いますけど、9,000円の引上げの補助が、私立の経営者の方に送られると思うんですけども、その中でやっただけということ。公立の保育所とか幼稚園関係はどうなってるのか。これだけお聞きしておきます。新しい予算の中でなのかもわかりません。補正予算の中で出なかったということなので、お伺いします。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。

公立保育所につきましては、会計年度任用職員につきましては、2月、3月分を上げる予

定をしております。当初予算の中で動ける金額ですので、今回の補正予算には計上していないという形になります。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 22ページの民生費、1目児童福祉総務費、一番右端の母子生活支援施設措置事業というところで、これの内訳を教えてください。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。よろしくお願いたします。

措置世帯数なんですけれども、当初、2世帯として見込んでおったんですけれども、2月から1世帯増えるということですので、その分の増額の補正をお願いしているというところでございます。

以上です。

松林委員 その内容です。これの、何のための予算なのか、ということなのかと。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こちらの方なんですけれども、内容ですけれども、先ほど補佐が申しました、当初、見込んでいたところに1世帯が増加した部分でございます。内訳といたしましては、事務費等、保護単価改定に伴う……。

増田委員長 いやいや、ちょっと待って。母子支援の、どういう方にする事業ですかという内容。

井上こども未来創造部長 制度の内容ですか。

増田委員長 制度の内容。入り口からお願いします。

井上こども未来創造部長 お待ちいただいてよろしいですか。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こちらなんですけれども、例えば、ご家庭の都合といいますか、最近ですと、いろいろな都合、DVとか、いろいろな関係で、母子支援施設の方へ一時お入りになると言われる方もおられますので、そういったときに措置をさせていただく費用となっております。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ、私も調べて、今までよく分からなかったところもあって、お聞きもしたいと思うんですけれども、この施設、児童福祉法に基づいて、配偶者のいない女子に、これに準ずる事情のある女子及び監護すべき児童を入所させるという、保護をするという目的、そしてまた、もう一つは、こういう者の自立促進のための生活を支援するという2つの目的があると思うんですけれども、この施設というのは、葛城市内にあるのかどうかということと、これ、分からなかったもので、そしてまた、先ほどの、そういう保護と、そしてまた、自立のための促進という、こういうふうなところで、実際問題、こういう支援を受けておられる世帯、その中からでも、また、自立をして、この支援を卒業されたというのか、そういう方、何世帯ほどあるのかということをお聞かせください。

増田委員長 井上部長。

井上子ども未来創造部長 葛城市内にはございません。県内にはございます。場所につきましては控えさせていただきたいと思います。また、入所されてる方も、最近、1件の動きですけれども、やはり、自立するすべといたしますか、働き先とかを見つけられて出ていかれるということも、最近1件ございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 今まで、過去のこういう補正予算の費目にもものぼったんですけども、分からないところもありましたので、お聞きもさせていただきまして、この支援の目的というのが、まさに保護、そしてまた、自立促進という2つの目的があると思います。ここらもしっかりと踏まえていただきまして、そしてまた、自立支援に向けての支援というものをしっかりとまたよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 23ページになりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費の4目児童館費です。その事業説明のところにありますけれども、学童保育所整備事業で減額措置がかなりの金額になってます。4,810万6,000円、これが、特に工事請負費が4,500万円となっております。これがよく分からないんです。例えば、当初予算をつくって、入札をやって、契約して、そこが入札で大きく金額が減ったのか。どうしてこんなに大きい減額になった、当初予算から見ると大体13%ぐらいの減額になってるんです。だから、この減額の理由、どういう内訳なのか、説明していただけないでしょうか。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 子育て福祉課の野地でございます。

この減額分につきましては、全て工事の請負減によるものでございます。入札の中で請負率が低かったということでございます。よろしくお願いたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 請負減だということを、もうちょっと詳しく説明していただけないか。

増田委員長 野地補佐。

野地子育て福祉課長補佐 入札におきまして、入札金額が安かったというところで、予算よりも請負していただく金額が低くなった分の差額を減額補正させていただいております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ここまでにしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 同じです。3款民生費の児童館費、学童の件なんですけど、これは、恐らく業者の努力によって入札最低価格にぐっと抑え込んで、予算よりもその価格でやっていただいたというこ

とやと思うんですけど、それと、3款民生費の児童福祉総務費で、認定こども園整備事業、待機児童対策室の方でやられてるやつなんですけど、これについても、恐らく同じ形で工事費の差額というのが出てきてたのではないかと思うんですけど、それについては、設計料だけは一応最低価格で抑えて、これの差額が出てきてると分かるんですけど、工事費についてはどうなってますか。

増田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 待機児童対策室の板橋です。よろしくお願いします。

工事費なんですけれども、今回、工事の業者が、12月24日に契約させていただいた関係で、実際には、その後また何か変更があるかもしれないということで、今回の補正予算に間に合わなかったというのが実情でございます。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 僕も入札結果を見させてもらったら、最低価格で一応落としていただいではおるんですけども、ただ、もう一回やり直しになってますよね。だから、やっぱり結構タイトなんです。ずっとこの予算をつけて、執行するまで。やっぱり市内の業者が対応しきれへん。その辺をきっちり考えてもらわんと、これ、もしかしたら、僕、ぱっと思ったのは、入札価格は知ってたから分かるんですけど、これ見たら、恐らく上限いっぱい、競争なしで取られるかもしれないやんか。だから、そういう状態にならんように、予算をつけるときでも、工事をするまでも、しっかりと予定をきっちり立ててもらわんと、市内の業者、またついでこれんようになりますから、この辺は強く要望させていただきたいと思います。ほんで、努力してもらうことによって、そうやってきっちりこっちが発注できる状態になったら、しっかり競争もしてもらえる。そのような体制を取ってもらわんと、行き当たりばったりの形で行ってしまたら、満額入れておいて、結局不落になったりとか、こういう事態になってきたりもするので、その辺は、計画性を持ってちゃんとやっていただかんと、こういう事業に関しては、と思います。これは意見です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑がないようですので、歳出の3款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行っていただきます。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の4款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願いします。26ページ、7目環境衛生費の環境衛生事業、再生資源集団回収助成金なんですけれども、当初300万円で99万4,000円減額となっておりますので、その内容を教えてください。できれば、現在の団体数と数量と見込額、教えていただきたいと思います。

次に、塵芥処理費、12節委託料なんですけれども、焼却残灰等埋立処分委託料、これ収集

運搬は、多分、入札差金かなというふうに思うんですけれども、これ66万8,000円増えてますので、これも予算のときは1,992トンで多分お聞きしてると思うんです。予定組まれてたと思うんです。今現在の数量を教えてくださいませんか。残灰の方です。

3つ目が、その下、一番下のごみ焼却施設運転管理委託料383万4,000円増額になってますので、この内容を教えてください。

以上3点、お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいいたします。

再生資源集団回収助成金でございますが、当初600トンの5円の300万円で予算計上させていただきました。令和3年前期の実績が155トンの約80万円の申請がございまして、今、後期分の申請をしていただいておりますけれども、大体約300トンぐらいになるのかなという見込みをさせていただいております。最終が160万円程度の補助金になることから、今回99万4,000円の減額ということにさせていただいております。

以上です。

梨本委員 課長、団体数。

西川環境課長 団体数につきましては、今、41団体でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしくお願いいいたします。

まず、焼却残灰等埋立処分委託の件でございますが、こちらは、1,560トンと、それから、不燃物の処分委託60トン、それぞれの1万100円ということで見込ませていただきまして、このような形での増額となっております。

それから、ごみ焼却施設運転管理委託料の増額補正の件なんですけれども、こちらも、ごみ焼却施設運転管理業務委託の中で、ごみ焼却量が年間計画数量を超過した場合、変動費として、焼却量1トンにつき、税別ですが、5,125円が発生します。昨年度に引き続きまして、コロナ禍の影響で、家の片づけから出る可燃ごみ、大型ごみの増加などが考えられ、年間計画数量より約680トン超過する見込みでの増額となっております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 再生資源の団体の回収の方は分かりました。数字は分かりました。当初の方で、また、いろいろお聞かせ願いたいと思います。

焼却残灰の方です。これは昨年より増えてるということですか。当初は、聞いたときは、予算のとき1,992トンと聞いてたんですけれども、それ、今聞いた数字だと、そこにまだ足りないもので、それで予算が増えてるというのはよく分からなかったもので、もう一回、正確に教えてくださいませんか。よろしくお願いいいたします。

3つ目の、ごみ焼却施設運転管理委託料、これ、長期包括のやつですよ。長期包括で年間2億7,000万円ほど多分組んでたやつやと思うんです。私、コロナ禍でごみの数量が増えたというのは、これは分かるんですけれども、そもそも、こうやって毎年超過が出てくるよ

うな、そういう見積りなのか。それとも、今年は想定以上に出たんやと。残灰も、だからその加減で、焼却したごみの残灰の量と比較したいというふうにも思ってるんですけども、そもそも、長期包括で相当見込んだ数量で契約してると僕は思ったので、これがまた変動費で1トン当たり5,125円増えてくるんだというふうになってくると、そもそもの契約数量はどうだったのかということと、逆に、減ったときにはちゃんと減額してもらえるような契約になってるのかと、そういう心配がありますので、その辺、内容をもう少しご説明いただけますか。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしくお願いいたします。

まず、処分委託の件なんですけれども、こちら、うちの方は、当初1,500トンで予定しておったと思うんですけども。その分で約60トンの増ということで見込ませていただいております。

それから、包括ですけども、こちら固定費、それから変動費というのがございまして、固定費というのは、契約を変更しなければ、基本的に金額がかかることがございせん。変動費につきましては、毎月焼却してるんですけども、その焼却予定数量というのは、9年1か月間ずっと予定しておるんですが、毎月その分がかかってくるという計算になっております。当然、焼却量が増えれば、予定数量よりも増えますし、逆に、焼却量が減れば、予定数量より減りますので、金額も減ります。先ほども説明しましたが、今回、コロナ禍によるごみの増量というのが、大型ごみが非常に増えまして、大型ごみというのが、要は、一旦破碎します。破碎して、燃えるごみだけまた分別して焼却炉に入るんですけども、その量がかかり多かったということで、昨年、令和2年度、それから今年、令和3年度の方が非常に焼却量が増えているような感じになっております。当然、これから令和4年度、令和5年度に向けて、焼却量の方が一定の形で保たれれば、金額の方も減っていくと予想はされるところでございます。

以上です。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

今の所長に補足して、そもそもの焼却施設長期包括民間委託の説明ですけども、要求水準書というので計画処理量というのをうたっております。令和3年度は年間1万1,617トンと、さらに、契約のときに交わしております契約条項の第34条から第37条のところに委託費についての規定をしておりまして、その中で、先ほど所長言いました、委託費は固定費と変動費からなっております。固定費といいますのは、人件費とか、維持管理費とか、油等の消耗品等の、処理対象物の処理量に関係なく支払う固定的な経費でございます。そして、変動費というのが、電気とか上水道費、あるいは薬剤費等、処理対象物の処理量に応じて支払う変動的な経費となっております。この内容で変動費は、事業開始時点の変動費単価をトン当たり5,125円と定めております。変動費単価掛ける処理対象物の処理量として計算をいたします。その際、処理対象物の処理量といいますのは、ごみクレーン、加重計による、ホッ

パーでつかんで投入する量とされております。この量は、毎月、委託業者から、月次報告、総括表で搬入量とか処理量の報告を受けております。今回の変動費単価5,125円掛ける年間超過見込み量であります680トン掛ける消費税率をかけまして、383万4,000円をお願いしているものでございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 残灰の方は分かりました。私が聞き洩らしてる、令和2年度は1,500トンと聞いてて、そこからすると120トンほど増えてるというところで、今回、処分委託料も増えたということで理解いたしました。

ごみ焼却施設運営管理委託料なんですけれども、ということは、毎年こういう形で、超過したら増える、減ったら減額という形で、毎年その調整が行われるという理解でよろしいわけですか。というのも、今、大型ごみが増えたというふうにおっしゃいましたけれども、基本的に、断捨離をされて、コロナ禍において粗大ごみの量が増えたというのは、これは理解できるんです。ただ、大型ごみというのは無限に各家庭にあるわけではありませんので、来年捨てると思ってたやつを思い切って今年捨てるよとか、そういう入れ替わりがあるわけです。その中の変動の中で、今年は超過したけれども、来年は下がる。これやったら理解できるんですけれども、増えたときだけ上がって、それ以外はこの契約金額ですと言われてしまうと、それは違うのかなというふうに思いましたので、その辺、契約でしっかりとされてるといふようなことで理解してよろしければ、それで結構なんですけど、それでよろしいですね。分かりました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 今のお話聞いて気になったんですけども、ある一定の量を超えたらごみの料金が上がると。一定の料金より下やったら下がると。上がる金額、下がる金額は一緒なんですか。同じごみの量で。意味分かりますか。たまにあるじゃないですか。増えた分は結構高くて、少ない分は料金はあんまり下がらないみたいな。同じ量としたときに、同じ料金の掛けになるのか。先ほどおっしゃったような気がしたんですけど、聞き漏らしたような感じなんです。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。

今のご質問ですけれども、あくまでも、焼却量掛けるトン掛ける5,125円です。ですから、それに対しての金額が設定されますので、減ろうが増えようが、割合は一緒になってきます。計画予定数量という形で年間の金額は設定、負担行為を起こさせてもらってますけれども、固定費プラス変動費、その変動費が焼却量掛ける5,125円という形になっております。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 僕の理解が追いついてなかったんですけど、ほんなら、これ、かかるということですね。毎年払わなあかんということですか。

(発言する者あり)

杉本副委員長 同じ金額ということは今言わはったんですね。今のやったら、あくまで掛けると言っていたから。下がるということやね。

(発言する者あり)

増田委員長 整理します。固定費と変動費があつて、いずれも標準の予算確保のところでは何トンかの想定トン数が設定されて、想定トン数より増えたときに変動費がトン当たり5,125円上がるか、下がるか、なると。となれば、設定された予算のトン数とかというのにも参考に教えておいていただけますか。

白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 令和3年度におきましては、計画処理量1万1,617トンになっております。ちなみに、令和4年度は1万1,623トン、大体このような形で推移していくような状態に……。

増田委員長 予算の算定基準トン数、予算時の。

白澤クリーンセンター所長 令和3年度は1万1,617トンです。

増田委員長 これが予算時の。

白澤クリーンセンター所長 はい。

増田委員長 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連して、同じところですけども、ごみの焼却施設運転管理委託料です。今何でこんな議論をせなあかんのかということなんです。私、初めてこういう議論を聞いたと。これ、9年間の包括委託契約、もう既に決めてる段階です。このときに時間がないと、ちゃんと説明できてないと。こんな仕組みになってるのを、今議員が初めて知るような状態です。これ、当時ちゃんと説明していただきましたか。このことについて、長期包括契約について、固定費と変動費があつて、変動費はこういう形で決まると。だから将来の予算について、こういうことが出てきますと。我々、定額だと思ってました。ほとんどの議員そうです。

増田委員長 説明受けてたんです。

谷原委員 ちゃんと受けてたんですか。

増田委員長 うん。

谷原委員 いや、そこは、もう一回、会議録も見て、我々調べたいと思うんですけど、これ非常に重要な事項だったと思うんです、そういう意味では。これは、会議録を見て、そういう議論が当時あったのかどうか。これについては、見てから、また発言しますが、私、今の議論で、大方の議員もそういう認識がなかったので、そういうことがありましたので、これ指摘しておきますけれども。

質問をします。同じ箇所ですけども、委託料で焼却残灰等運搬処分委託、これ減額になっております。焼却残灰等埋立処分委託料は増額になってます。つまり、焼却灰、残灰は運搬して、フェニックスですか、そういうところへ持って行って処理するんだろうと思うんですが、片一方が残灰の運搬処分委託料が減って、しかし、埋立ての方は増えてると。これどう

いうことになってるのか教えていただきたいんです。予算の立て方にもよるのかもわかりませんが、これを1つお聞きします。

それから、犬猫死体処理委託料、これ、私ずっと取り上げてきて、ご努力していただいたと思うんですけども、当初より減ったということですが、大体、今の段階でどの程度の処理量になっていたのか。昨年度と比べてどうなのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、3つ目ですけども、27ページになります。4款衛生費、2項清掃費の3目し尿処理費の中の説明のところで見ますと、し尿収集事業と、それから葛城地区清掃事務組合負担金というところの見合いなんです。これも予算の立て方によって変動するのか分かりませんが、し尿汲取りの委託料は減っております。減ってるんです。これは、昨年度と比べて減ったから、予算と比べても減量になったのかどうか。その一方で、負担金の方は上がっていくということですから、この関係、し尿の方が現状、今年どのような形で数量が変化してるのか。これをお聞きします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしくお願いたします。

まず、焼却残灰の件ですけども、例年説明させていただいてると思うんですが、焼却残灰等運搬処分委託料は、事業課において設計積算による単価を出しております。それを当初予算として計上しております。その後、入札を実施した際に、落札価格が安価になったため減額している。最低で落札という形になっております。焼却残灰等埋立処分委託につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

それから、犬猫でございますが、毎年、数の方は減ってきている状態でございます。今、現時点で、月間10頭前後です。10頭を超えることはないような状況で今推移しております。昨年度に比べたら、2割、3割は減ってきている状況でございます。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

葛城地区清掃事務組合の負担金でございますが、この負担金は、前年のし尿処理量で予算計上させていただいております。令和3年度当初予算につきましては、令和2年1月から12月のし尿処理量で予算計上させていただいております。今回、令和3年1月から12月までのし尿処理量が確定したため、葛城市におきましては、令和2年度よりも27.48キロリットル増加しておるため、今回の補正予算をお願いするものでございます。27.48キロリットルの増加なんですけども、2トンバキューム車、積載量約1.8キロリットルあるんですけども、それで約15台分の増加ということになります。主な増加の理由として考えられますのが、年をまたいでの汲取りであったりとか、臨時の汲取りがあつての増額ではないのかなというように考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今、量が増えてると、ほんで、増額というふうにおっしゃったんですが、私が聞いたのは、し尿収集事業で委託料、し尿汲取業務委託、これが多分汲取りの委託料ですよ。これ減額になってますやんか。今のお話聞いたら、量が増えて増額とおっしゃったから、どこをおっしゃってるのか、よく分からないんです。上の負担金の方が、量があったから増額となれば、下のし尿汲取業務委託料が、また入札でそれだけの予算を見込んで減ったからなのか。今の説明で混乱しましたので、そこをもう一回説明していただけますでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

今ご説明させていただきましたのは、葛城地区清掃事務組合の負担金のお話をさせていただいております。委員おっしゃっていただいている、し尿収集事業につきましては、クリーンセンターの方からご説明をさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 一般汲取りでございますが、ご存じのとおり、年々減っていった状況でございます。今年度、現時点で10件ぐらい減っている状況でございます。それに伴いまして、委託料の方も減額を設定させていただいております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 どうもよく分からないんですけども、要は、御所市にあるし尿処理場、アクアセンターには、持っていったる量は増えてるといふふうにご説明いただいたと思うんですが、では、そこへ持っていく市内の汲取り量については、今、減ってると。件数でね。量はよう分からん。量を私は聞いてるんです。だから、片や持っていく方は増えて、汲取りの方の金額が減ってるから、これがどういうことなんですかというふうには聞いてるので、もう一回。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 説明不足で申し訳ございません。こちら、クリーンセンターの委託料というのは、今言いましたように、いわゆるぼっとん便所とか、そういうのを収集させていただいてるんですけども、そのほかの浄化槽の方の数量というのは、当然委託には入っておりません。こちらは、直接業者とのやり取りでいったるんですけども、当然、事業所というのが、何年かに1回、浄化槽を処理するのが今年たまたま増えたということで、処理場に持っていく量が増えたのかと想定はできると思いますけれども、あくまでも、一般汲取りの方は、数の方、それから汲取り量は減っております。

以上でございます。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 これまでの補足になるかどうか分かりませんが、今、所長言いました、し尿処理費、し尿汲取業務委託料の57万1,000円の減といたしますのは、一般し尿汲取り、10戸で1,660円、その12か月分、臨時汲取りが30件、7,000円という積算でありまして、件数で計算いたします。上の方の、葛城地区清掃事務組合の負担金は、リットル、量で計算します

ので、その違いかと思えます。

それから、犬猫の死体処理、先に質問いただいておりますのは、当初180頭で計算して予算をいただきましたが、現実が140頭であった。掛ける1万3,000円ということで、これは去年お願いしまして、冷凍庫を買わせていただいて、当直から連絡があった場合に、所長なり、補佐が現場で引き揚げたり、あるいは現物を引き揚げている効果だと思っております。

それから、一番最初の、焼却残灰の方は、入札による請負差金が発生してるのと、なのに、埋立処分委託料が逆に増えたのはとおっしゃいますが、これは、後の方、言っておりますのは、トン当たり単価が1万100円という、変わらないんですけれども、残灰が、当初1,500トンで見込んでおったのが、1,560トンと60トン増えたためでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 残灰の方は、また、ご説明で先ほどからありましたので、分かりました。あとは、犬猫の死体処理、これについても、現物確認ということで、いろいろ不正が疑われるということがありましたので、本当に原課の方にはご苦労いただいております。猫の遺体が大変多いということで、これは犬猫の殺処分ゼロという形でいけば、もっとそういうことも減っていくのかなと思っておりますが、最後のし尿の件ですけれども、これについては、また私も葛城地区清掃事務組合の方に、厚生文教常任委員会の副委員長として、議員として入りましたので、いろいろお話を聞きますので、これについても様子を見ていきたいと思っております。これは負担金ですから、必ずしも、この中身、負担金が、単純に数量に応じて決まってるものなのかどうか。そういうことも含めて、また見ていきたいと思っております。し尿の方は、汲取りのは減ると。それ以外に、浄化槽の分の汲取りもありますから、これは業者ということで、その分が負担金に乗ってるかもわかりませんし、この点についてはまた勉強させていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 歳入のところなんですけど、ここで聞いていいですか。16款財産収入の物品売払収入のところなんですけど、314万2,000円の増額になってるんですけども、このリサイクル物品売払代金の内訳を教えてくださいませんか。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 それでは説明をさせていただきます。まず雑誌、73万キログラム掛ける2円、146万円。シュレッダーごみ、5,000キログラム掛ける0.6円、3,000円。アルミ缶、5万キログラム掛ける80円、400万円。スチール缶、2万5,000キログラム掛ける25円、62万5,000円。鉄くず、20万キログラム掛ける23円、460万円。アルミシュレッダー、1万キログラム掛ける50円、50万円。鉄くず、これは処理困難物です。2万キログラム掛ける25円、50万円。それから、雑線、1万キログラム掛ける73円、73万円。瓶、白瓶、9万キログラム掛ける2.7円、24万3,000円。茶瓶、6万キログラム掛ける1.8円、10万8,000円。段ボ

ール、3,000キログラム掛ける8円、2万4,000円。合計1,279万3,000円でして、約1,270万円を見込んでおりました、補正前955万8,000円を引いた金額、314万2,000円の増とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 細かい内訳ありがとうございます。私が新人研修のときにリサイクルプラザというところに行かせていただいて、自転車とか、あとインゴットとか、ウッドチップとかも、リサイクルとして販売しますということをお聞きしたんですけれども、今のだと、これが入ってないような形になってるんですが、新人研修は11月だったので、そのときはコロナのために販売できないとかということだったんですけれども、それ以降でそういった販売というのはなかったのでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。

委員おっしゃっていただいております、リサイクルプラザの運営につきましては、環境課の方でさせていただいております、今おっしゃっていただいております、鉄くず云々は、部品を取らせていただいて、使えないものがクリーンセンターに行っております、使えるものにつきましては、自転車の方を徐々に組み上げさせていただいております。今、何台か自転車は完成品はあるんですけれども、また、コロナの関係もございまして、イベント等も今開催できない状態ですので、新年度以降、イベント等がありましたら、その場で販売の方を考えておるところでございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。私も、リサイクルプラザに幾らぐらいの費用がかかっているのかということ、具体的にまだ見てないんですけれども、一応経費としてかかっていると思うので、それに見合うようなことをいろいろ考えていただきたいというふうな要望を伝えておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 今聞き逃したんですけれども、アルミ缶、何ぼで売ってはるとおっしゃってましたか。

増田委員長 単価ですか。

梨本委員 アルミ缶の単価、教えてもらっていいですか。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 5万キログラムの80円ということで、ただ、これはあくまで年間での金額を想定しておりますので、現時点の金額ではございません。それをご了承ください。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 私、5万キログラムとかと言われると、5トンとか、50トンとかと言われると分かりやすいんですけれども、すぐに数字が変換できなくて、分からなくて追いつけなかったんですけれども、今、こういう資源物が超高騰してるんです。金の高騰というのはテレビで出てますけれども、銅もアルミも、とにかく資材、スクラップ物も、いつときの中国のオリンピックバ

ブルのときに匹敵するか、それ以上の金額で跳ね上がってるんです。今、この金額を聞かせていただくと、非常に、年間でくくられてるのか分からないですけれども、すごく安く感じてしまうんです。他市町村とも比較されて、他市町村でどんな入札されてるのかというのは、こんな、インターネットでもすぐ出てくると思うんですけれども、少なくとも、こういう数字、これは本当にすごく、すぐに売上げにつながると思うので、せっかくの財産ですので、増やす努力していただけないかなと。特に、こういったところは、今取り合いになってるので、例えば、県内の大手のそういったスクラップ屋とか、そういったところなんかも、欲しい、欲しいというところで、いろんなどころが入札入ってこられるのではないかというふうに思うんです。ですから、もちろん市内業者の育成でやってらっしゃるのか、そこは、僕は細かいこと分からないですけれども、その部分ときちっと分けた上で、しっかりと市に財産を戻してもらえような考え方の取組していただきたいというのが1点と、あと、値段が上がると抜き取りが多くなってくると思うんです。これ、本当に葛城市の場合は、オレンジのかごの中にアルミ缶だけ入れてはるので、行政が収集する前にぱっと持って帰ってしまうという業者が、これぐらい、以前スクラップが高くなったときにグレーチングが盗まれたりとか、消火栓の先の銅が盗まれたりということがありましたけれども、その辺、結構これから注意せんといかんかなというふうに思ってるんです。そういったところも含めて、しっかりと、ここの部分は、これから先、非常に安定的に収入として入ってくる部分だと思いますので、出るところも含めて、こっちの方で補っていけるような、そんな考え方で取り組んでいただければというふうに思ってます。

あと、環境課の方でリサイクルプラザの話が出ましたので、それがここに入ってないということなんですけれども、これは、1年間通して一切入ってきてないと。まだ1回も、リサイクルプラザが立ち上がってから、インゴットであるとか、木材チップはお金として入ってくるのかどうか分からないですけれども、多分、自転車は売上げとして上がってくるかと思うんです。そういったものが、これまでリサイクルプラザで出てきたものが、物品売払代金としてここに上がってきたことがあるのかというのを教えていただけますか。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 去年から稼働させていただいておまして、今、インゴットも売払いをせずに、まだためている状態で、業者に聞けば、まとまる方が値段も単価も上がるということで、来年度、令和4年度では売却の方は考えておりますが、今の時点では、まだ、去年稼働してから、そのまま保存している状態にあります。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 これは、ここから外れてしまうので、あんまりそれ以上はあれなんですけれども、リサイクルプラザ、どうも、私、よく通ると、何か、コロナ禍ということもあるんでしょうけれども、言ったら、粗大ごみがたくさん出てるわけです。ということは、自転車とかも多分結構出てるのと違うかなと思うんです。ですから、家具とか、そういった使えるもの、せっかくあそこを活用しようということですので、開店休業状態にならないような、市民の方に有効活用していただけるようなことを原課で考えていただけたらという要望だけしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の4款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをお願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の5款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 3目農業振興費の中の、農業振興事業の新規就農者確保事業補助金についてなんですけれども、27ページです。これ、私が調べて、農業次世代人材投資事業と同じものなのかどうかというのを確認したいのと、それから、これの補助を受けられた方は、令和3年度にはいらっしやるのかどうか、お聞きします。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課の石橋です。よろしくお願ひします。

新規就農者確保事業補助金ということで、まず、簡単に概要を説明させていただきます。経営不安定な就農初期段階の青年就農者、49歳以下の方が対象となります。この方に対して、経営開始型の青年就農給付金を給付することによって、就農意欲の喚起と就農の定着を図るため、年間150万円を給付し、最長5年間給付するものであります。国が2分の1、県が2分の1というふうな補助金になっております。令和3年度につきましては、採択該当者がいないため、300万円全額をマイナスさせていただくものとなっております。令和3年度は誰も補助を受けておりません。当初の予算、そのままをマイナスさせていただきます。

増田委員長 何か関連の事業のご質問ございましたね。

柴田委員。

柴田委員 農業次世代人材投資事業というような名前と同じ事業でしょうか。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 同じ事業となっております。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 私も分からなくて、調べたら、耕作放棄地がたくさんある中で、若くって農業したい人もたくさんいらっしやると思うんです。そこで、葛城市がその仕組みづくりをちゃんとされているのかということをもまず疑問に思ったんですが、本当に経験のない方というのは、学びながら多分農業をされていくと思うので、そういったこと、基本が、葛城市にはそういうのをされてるのかどうか、お聞きします。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課、石橋です。よろしくお願ひします。

農業委員会の方で、農地利用最適化推進委員という者がいてくれてはります。平成28年の改正農業委員会法の施行によりまして、従来の農業委員会の業務に加えまして、担い手への

農地集積・集約、遊休農地の発生防止・解消というのが必須業務として位置づけられまして、こちらの活動を、農地利用最適化推進委員、今現在、定員が9名なんですけども、8名の方が、こちらの委員として活動をしていただいております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 私も農業にはあんまり詳しくないんですけど、委員というのは、市民の方からの選抜ということですか。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 当然、市民で農業をされておられる方から選んでおります。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 個人でそういった農業を目指す人を育てるって、なかなか難しいと思いますので、宇陀市にあるような山口農園とか、民間の大きなところを使いながら育成することも考えたらいいのではないかということをご提案させていただいて、終わりにしたいと思います。

増田委員長 農業の後継者を養成するという事は、非常に難しいことやと私は個人的に思います。どういうことかということ、農業を皆さん方にいろいろご案内して、その方が将来的にその仕事で生活を成り立たせることができるのかということまで、将来にわたって保障しなければならぬという責任が発生すると思うんです。そういうことのために、たかが5年ですけども、されど5年。5年間、150万円という、ある一定の生活に必要な支援をしようという事業がこの事業だと思うので、5年は取りあえず生き延びられるけども、6年後にどうなりわいとして農業に定着をされるかということが難しいという課題も残っているのかなというふうに思います。

ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 関連で教えてください。これ、今、柴田委員聞かれたところなんですけれども、農業振興事業、今、聞かれた新規就農者確保事業補助金であるとか、農業経営法人化等支援事業補助金、その下の経営転換協力金交付事業補助金、これ、今、委員長からも、非常に難しいという話は聞いたんですけども、これ、毎年上がって、毎年全額未執行という形じゃないですか。私、この間、テレビ見てたら、葛城市の中でも、大学卒業してそのまま農業をやるという方がテレビで大きく取り上げられてたんです。そういった方なんかは、こういう制度を知ったはるのかなというところで、もしかすると、埋もれてるところがないのかというところを私気になるんです。ですから、そういったところの取組、今、委員長も難しいとはおっしゃってるんですけども、コロナ禍で、テレビ番組の中では、アルバイトがなくなっちゃったと。野菜作ろうかというところから、近所の農家のおっちゃんに教えてもうて、農業で食っていくんやということで、すごく頑張ってるっしやる若い方とかいらっしやったので、そんな方なんか、この補助金、もし、使えるのであれば、物すごく喜ばれるのではないかなと思うんです。ですから、その辺の掘り起こしのことをちょっとだけ聞かせていただきたいの

と、あともう1点、その上の日本型直接支払制度資源向上活動等補助金、これも去年に引き続いて、同じぐらいの額が減額になってるんですけども、これだけ内容がよく分からなかったもので、これの減額理由だけ教えてもらえますか。

以上です。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課の石橋です。よろしくお願いします。

先日、読売テレビの方で報道された大学生のお話してくれたはると思うんですけども、2度ほど、私もお会いさせていただいております。私も、去年4月から農林課に配属になったんですけども、農業の世界というのは、すごい横のつながりというのが多くて、テレビの中でもあったんですけども、師匠と言われる方がおられまして、その師匠も更にいろんなつながりを持っておられまして、そういうふうな、新しく農業をやる気のある方というのは、比較的早い段階で役所の方に連絡が届くように、そういうシステムになっております。私どもも、そういうお話を報道の前に聞いておりまして、何度かお会いさせてもろて、実はその方、県の方にも相談行ってくれたはりまして、ただ、1つ重要なことが、今農業をされるということ、継続して農業をするというのが違うんです。国が求めるのは、継続して農業ができる、そういう実際の計画があるかどうかという部分が、非常にハードルが高くて、なかなか実際に補助をお渡しするということまでいけていない。今準備の段階であるということでございます。

もう1点の、日本型直接支払制度多面的機能支払事業補助金なんですけども、こちらにつきましては、今現在、11活動組織、19地区に対して事業をしていただいております。そもそも、こちらにつきましては、対象農地の減少に伴う減額、農地転用とか、宅地化とかいうふうな形の中で、農地の方が減ってるので補助が減っておるといふような現状になっております。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 よく分かりました。せっかく、やる気のある方、もし、こうやって積極的に関わってあげて、何とかハードルが少しでも低くなるような、そんな行政対応をしていただけたらというふうに要望だけしておきます。

もう一つの補助金の方は、内容分かりましたので、以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、28ページの団体営土地改良事業費、説明、一番右端の負担金補助及び交付金、県営ため池等整備事業負担金612万2,000円という、ここの部分の内訳、何のための負担金なのかというのを教えてください。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課の石橋です。よろしくお願いします。

まず、本事業の概要を説明させていただきたいと思います。県営ため池等整備事業負担金

とは、施設の老朽化や、地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改修を行い、農村地域の防災力、減災力の向上を図るために県が行う工事に対する負担金です。平成29年度より着手しております、県営ため池等防災対策推進事業の葛城山麓地区としまして、今回、市負担金612万2,000円を計上させていただいております。この事業は、葛城山麓地区6か所のため池を改修する予定のものでございます。今回の実施場所は、南藤井の内池及び笛吹の上新池となっております。内訳につきましては、内池の工事として2,300万円、上新池3,000万円、工事雑費132万5,000円、事務費132万5,000円の、合計5,565万円の11%、この11%が負担金となるため、612万1,500円となっております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ため池等の老朽化、防災・減災の未然防止のために、こういう改修をしますということで、葛城市のハザードマップを見させてもらいますと、堤決壊のおそれがあるため池は、マーキングというのか、それなりの表示をしてあるんですけども、今回この整備によって、そういう情報というものは、またハザードマップに反映されるのかどうかということもお聞きしたいんですけども。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課の石橋です。よろしくお願ひします。

改修を終わりましたら、その部分につきましても、修正等を検討していきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 非常に防災上大事な情報やと思いますので、いろんな形で、自分の近くにあるため池が、本当にそういう決壊のおそれがあるようなため池があれば、非常に不安心も出るのは出るんですけども、それはそれとして、事実は事実として、そのための調査でありますし、しっかりとそういうような情報というのはハザードマップに反映をしていただきますように、どうかよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 先ほどの梨本委員の続きと言ったらなんですけども、27ページの新規就農者確保事業なんですけども、これ、先ほどのお話やったら、なかなか難しいという、何か決まりにくい。対象の方はいろいろ電話あるんですけど、なかなか決まりにくいというお話なんですか。そもそも決まってないからね。ということは、見直さなあかんのと違うのと思うんです。複雑、何かハードルが高いのか分からないですけども、対象の方はおられるのに、毎年毎年決まらんということは、この中身が難しいのと違うのと思うんですけど、内容というか、条件を見直しとかされるんですか。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課の石橋です。よろしく申し上げます。

こちら、先ほどもお話ししたかもわからないんですけど、国の100%補助というふうな形になっておりまして、葛城市でも面談をさせてもらうんですけども、県の方でもそういうふうな面談をしてもらうんです。葛城市につきましては、比較的やる気があるとか、そういうふうな形で上に上げさせてもらうんですけども、県の方で、どこまで話しているのか分からないんですけど、詐欺まがいの人というのが全国的に出てまして、農業しますとってお金もろて、行方不明になっちゃうとか、そういう事例が実際あったんです。そういうふうな方もおられますので、できるだけ、その人の本当のやる気とか長期性、例えば、農業の知識はあっても経理の知識がないとか、そういうふうな、どこか大学で勉強されましたかとか、そういうふうな、いろんな、総合的に見て判断して決めておられて、なかなかそこまで該当する方が葛城市では出てこないというのが現状でございます。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 なるほど。詐欺まがいの方とあって、月々払っていったら逃げることなく、毎月やってくれるのと違うのとか思ったり、何が言いたいかといったら、いきなりばんと渡すから逃げるかもわからない。月々渡していきます。先ほどのお話やったら、国も長期的にやられる方を探している。そのためのやつやから、そういうふうに長期的に考えたら、もちろん決まっていた方が、長期的にやろうと思えるようにするためのお金なんだから、できるだけ決めていった方が僕はいいと思うんです。多分皆さんも同じ思いだと思うんです。毎年毎年予算だけ上げて、返ってきて、なかなか決まりませんねん。決まりませんねんって、何かそれやったら、もっと改善して、決まるようにしていくべきやと。それは、葛城市内では上に上げてるとおっしゃいましたけども、県ともちゃんと話し合って、これ、予算的に2人でしょう。頑張っただけなら、せつかく予算上げて、国の制度で長期的にやってもらうというのを探してもらうぐらいの努力というか、変えてもらうように努力していただきますようお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 新規就農者のこの事業は、非常に、先ほどご説明ございましたように、1年間で150万円の国からの援助がある。合計5年間ですので、150万円掛ける5年、750万円。要件としては、6年後は農業にちゃんと就農するというのが条件として、約束事としてあると。6年後に農業を自分の力で、土地も用意して、道具も用意して、どれだけの方が新しく農業に参入されるかという、もともとの人数が少ないと。エントリーされる、これをやりたいという思いの方が少ないという、基本的なベースの人口が少ないということが原因やというふうに言われてます。これ、150万円を200万円に上げろと言うてやっても、これは恐らく、将来的に農業を継続するということを志す人の人数の増にはならない。200万円目当てに、先ほど課長補佐がおっしゃられたように、飛びつく方はおられても、6年後にちゃんと農業者として成り立つ方がなかなか現れないというのは、私が、民間において、担い手・遊休農地対策室長を務めてたときからの十年來の奈良県の課題であったり、日本の課題だというふうに向

ってますので、この先も葛城市で農業したいという方を、農業委員会を通じてPRしていただいたら、また、管内の専業農家のタイアップをやっていただいて、育てていただく運動を活発にやっていただくことが必要になってくるのかなというふうに思います。よろしく願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 5款の10目なんですけど、団体営土地改良事業費、さっき松林委員の話もあつたんですけど、これも来年度にまた繰越しになってくる事業やと思うんですけども、理由として、例えば、小学校とか、工事が次に決まってるというか、夏休みまでにせなあかん工事があるとか、そういうのやったら分かるんですけど、これは、何か結構緊急でため池を補修せんなんというのが、設計でここで上げてるということですけど、南藤井のため池が決壊しそうやとか、何かそういう理由というのものもあるのか、何で繰越しにしてるのかというところを教えてください。

増田委員長 石橋補佐。

石橋農林課長補佐 農林課の石橋です。よろしくお願いします。

こちらにつきましては、国の3月補正に伴うものですので、国の補正に伴う市の補正となりますので、繰越しという形になります。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 国の補正がかかったから、これも必然的にかかるというだけのことですね。分かりました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の5款の質疑を終結いたします。

職員の入替えをお願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の6款とその歳出に関連する歳入の部分につきまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 30ページの6款土木費、都市計画総務費の一番右端の、大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務委託料という、ここの内訳を教えてください。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

ただいまの大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務を行います財源の内訳につきまして、ご説明させていただきます。補正予算額128万円のうち補助対象費となるのが121万8,800円でございます。このうちの国費が2分の1の補助となっております、60万9,400円、県の補助としまして、4分の1補助としまして30万4,700円、市の負担としまして

30万4,700円となっております。加えまして、今回は、委託発注を県に受託するに当たりまして、補助対象費の5%、この部分につきまして事務費として払うこととなりますので、トータルとしての市の負担額は、補助対象事業費の4分の1の額の30万4,700円プラス事務費の5%の6万940円の、計36万5,640円となっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 この事業というのが、一体どういうような事業なのか。どういう経緯なのかというのを。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

この宅地耐震化推進事業につきましてご説明させていただきたいと思っております。この事業につきましては、国土交通省所管の補助事業でありまして、近年の大規模地震において、造成宅地の滑動崩落や、宅地擁壁の被害が多数発生しておりまして、復旧対応に多大なコストを要することに加え、今後懸念されます大規模地震の発生に備えまして、事前対応をより一層強化していくために段階的に進められていく事業でございます。事業の内容としましては、3段階の事業としまして進められるもので、第1段階目としましては、令和2年3月末に、全国の市町村におけます大規模盛土造成地マップの公表が完了しております。公表されている大規模盛土造成地マップの箇所ですけれども、3,000平方メートル以上の盛土造成地が公表されておりまして、これにつきましては、国、県が中心となって調査、公表を行っております。

今回、補正予算を計上しております大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画策定業務委託ですけれども、これは第2段階目の事業となっております。盛土造成地の安全性を把握するため、県が実施しました対象盛土の造成年代調査に加えまして、各市町村が各盛土の現地調査を行った結果に基づきまして、盛土の安全性把握を行うとともに、今後、現地調査が必要な盛土かどうか、また、現地調査が必要な場合は、どの盛土から調査を行うかを策定するものでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 要するに、市町村の中に点在するのかどうか、葛城市にもそういう盛土があるのかわかりませんが、盛土といえば、去年の夏かな。熱海の土石流を思い出すんですけども、葛城市でそういう盛土の調査を行って、報告して、県の方から、これはもう一度、もうちょっと精査した方がええよという盛土の調査かと思うんですけども、こういう部分というのは、葛城市にあると、ここは調査した方がええよというような盛土が存在するのかわかるかどうかということをお聞きしたいんですけど。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

現在公表されておりますマップにおきましては、葛城市においては5か所の宅地盛土がございます。内訳としましては、イトーピア地内で3か所、西辻・林堂地区で1か所、加守地

区で1か所の、計5か所となっております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 今後の調査にもよりますけれども、本当にそういう危険な盛土、もう二度と熱海のような事故が、土石流の悲惨な事故がないように、先ほども、ため池でも申し上げましたけども、しっかりとそういう対策ができれば、安全性が担保できれば問題ないと思うんですけども、そういう部分というの、しっかりと、今後、ハザードマップにも反映をしていていただきたいと。しっかりとそこらは、危険箇所に対しまして、市民にしっかりと公表をしていただきたいと。これ、切に要望いたしまして、終わりです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 2目の道路新設改良費なんですけど、まず、委託料も、工事費、用地購入費、全て減額になっておるんですけども、これの理由と、5目の社会資本道路改良事業なんですけど、これについては、逆に増額になってるんですけど、これについて設計料も増額になっておりますので、どこの部分が、場所、どれが増えたのかということも教えていただきたいです。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

まず、道路新設改良費の分、委託料の減額についてでございます。これにつきましては、請負差金によるものが主なものになってくるかと思えます。公有財産購入費につきましては、これは、農林水産省の近畿農政局より、食糧事務所跡の用地を買い取った分となっております、その分が入札による買い手というところから、低い価格で購入できたというところからの減額の予算となっております。

続きまして、社会資本道路改良交付金事業費についての委託料の増額についてでございます。この分につきましては、新町・柳原線、2工区の道路改良工事の進捗がありましたので、移転補償となる4者分、それに係る移転補償積算業務となります。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。2目の方は、できてないところはないということですね。前の予算で上げていただいたところで、工事は止まってないということと、それは入札の差金であると。言うたら、最低価格で落としてもらったので、測量設計等委託料というのはまたこれだけ減りましたというのと、用地購入費は、何せ、低い価格で買えましたというところですね。だから、工事自体は全部終わってるというところですね。

あと、5目のところで、ここについては、新町・柳原線については、令和4年度についても、また予算も計上されていくとは思いますが、今ここでやっとかんなんっていうのは、今説明ありましたけど、交渉がうまいこといったから、ここに補正で上げてきたということやと思うんです。これは、うまいこといったからではなくて、うまいこといかなあかんから、もともと予算に上げていかなあかんのと違うかと僕は思うわけですけど、それとはまた

考え方が違うんですか。要は、うまいこといったから上げてくるということではなくて、そういう考え方でええのかということなんですけど。これ、予定どおりに、交渉は、前倒しになったということですか。前倒しになったと。分かりました。それやったらいいです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 2点聞かせてください。31ページです。3目公園管理費の新町公園管理運営事業の芝生管理委託料です。304万1,000円減額になってますけれども、これの減額理由を聞かせてください。

それから、その下、4目の吸収源対策公園緑地事業費です。これも工事請負費が959万7,000円減額になってますけれども、この事業内容と減額理由を教えてください。よろしくお願いします。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました、芝生管理に係ります委託料の減額理由でございますが、1つは、当初契約いたしました際の請負差金がまず1つでございます。それに加えまして、来年度予定しておりましたワールドマスターズゲームズが、コロナの影響によりまして延期ということになっております。延期後の期日については、まだ検討されてるさなかでございますが、それに合わせた作業を今年度実施する予定でございましたが、この作業が不要になったということと併せまして、そのほか体育祭等も中止となったということで、それに関連する作業も減ったということで今回減額させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

吸収源対策公園緑地事業の工事請負費の減額理由でございますけれども、予算額1億5,270万円から959万7,000円を減額させていただきます理由でございますけれども、請負差金によって生じた単費分を減額するものでございます。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。1点目の芝生管理委託料、これ、入札差金ということと、それぞれ事業、ワールドマスターズゲームズであるとか、体育祭とか、この辺がなかったというのは分かりました。この芝生管理、新町公園に関しては、第1健民グラウンドも含めてなんですけれども、アドバイザーをつけて非常に丁寧な管理をずっとしていただいていると思うんです。それが本当に継続的にうまくいっているのかということをお聞きしたいんです。特に、仕様書なんか重要になってくると思うんですけれども、仕様書なんかも問題がないのかということも含めて、更に深くお聞きしたいと思います。それが1点目です。

2点目の、吸収源対策の方なんですけれども、当初で9,270万円組まれて、6月補正で6,000万円組まれてる。これ多分、芝桜を植えるあれですよ。これ、本当に、今まで、私

メモしてる中では、しあわせの森公園にどれだけ突っ込んだかという、私が答弁を書き留めてる中では、既にもう2億7,500万円ほど使われてると。これから、この先どれだけこれがかかってくるのかなという、維持管理のことがすごく心配になるんです。特に今、その麓にある道の駅かつらぎなんかは非常に活性化してますので、そういったところの在り方を含めた管理の在り方、そういったところを、例えば、今後そういったところは、あの辺りのまちづくり連携協定の中でも出てくるのかもしれないですけども、管理をそういったところにやっていただくとか、そんな考え方とかを今持ってらっしゃるのかということ、もう少し突っ込んで聞かせていただきたいと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、アドバイザーのご質問でございますが、これまで芝生管理につきましては、芝刈り等の作業につきましては、職員の方で備品で刈取り等はある程度の部分、業者で一部やっていただいている部分もございますが、やっておりますが、なかなか、職員の知識だけでは、今の現状を維持するというのは非常に難しいというところでございます。仕様のこともおっしゃっておられました、過去から今日まで至るに当たって、アドバイザーに対する仕様については、いろいろ様々検討もあったと思いますが、まず、現状から見て、それをどう向上していくかという部分を踏まえながら、今の金銭的な問題もございまして、現状を今、維持し、更に少しでも向上するという中で、今、最大限の仕様で組んでいるように考えておるところでございます。いろんな大会等もございまして、その大会に合わせた水準等々を考えていきますと、何が一番適切かというのは非常に難しいところではございますが、今使用いただいている状況を踏まえた中で、この仕様で問題ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

梨本委員のご質問の、今後、しあわせの森公園の維持管理、特に除草関係かなと思うんですけども、その辺りににつきましてご説明させていただきたいと思っております。来年度予算にはなるんですけども、除草工事につきましては、委託発注をした中で、今後維持管理をしていく予定はしております。あと、道の駅との連携につきまして、どこまで道の駅とするかというところの協議はまだ行っておりませんが、基本的には、うちのしあわせの森公園につきましては、市の方で行っていくスタンスかなと思っております。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 新町公園の方、しっかりとやっていただいているというふうに思うんですけども、今日は委員ではないんですけども、吉村議員なんかは、熱心に一般質問でも質問もされてましたし、当初、アドバイザーが入るときも、あれは中学校の全国サッカー大会でしたか。あのときに、いいものを提供したいというところで、非常に喜んでいただけたと思うんです。その後、継続的にその状態がずっと保たれていく、葛城市の1つの財産としてあり続けてほしいという

のは、1人の議員としても思いを持ってるんです。ですので、仕様書も、今のままで問題ないというふうにおっしゃられてますけれども、私、聞き及んでるところによると、私、専門的ではないのであれなんですけれども、もっと改善できるのではないかとということも聞いております。ですので、その辺、原課は大変かもしれないですけれども、勉強していただいて、更にはいい形で、使っていただく方、喜んでいただけるような形にさせていただけたらなあという要望だけしておきます。

吸収源の方、奥田課長、ありがとうございます。なかなか答えにくいところやと思うんですけれども、これ、本当に、負の財産と言ったら申し訳ないんですけれども、ずっとお金ばかりかかっていくようなやり方ではなくて、何か民間の活力を生かしながらできたりとしないのかなど。そこから少しでも、市にとってもプラス、そして、もし、管理されるのであれば、事業者にとってもプラスになるような、そういったことを今後考えていかなあかんのと違うかなど。物すごくかかり過ぎ違うかなというふうにも思うんです。ですから、そういったところを、これは新たな新年度のこともなってしまうので、あんまり、これ以上はやめておきますけれども、そういった考え方をお伝えしたかったということで、よろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 しかあわせの森公園については、20年前の景観、地元の方は十分ご承知かと思えますけれども、非常に悪い景観から、あのような景観に改善していただいて、更に景観を美化するための芝桜の対応、いろいろ検討していただいているというのは、私は、あの近くに住んでる住民からいくと、大きな進歩、進化かなというふうに思います。更なる進化に向けて、よろしく願い申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 午前中にもお聞きして、担当課、今来られてますので、一括で聞きたいんですけれども、6ページです。繰越明許費ということで、午前中の質疑の中では、国の12月補正、3月補正等で組み入れて繰越明許になったものもあるけれども、市単独で新たな事業として、この年度末、繰越明許としてここへ上げてきてるものもあるということで、そのものとして、6款土木費、2項道路橋りょう費の中の市道管理事業、市道新設改良事業、それから、先ほど社会資本道路改良事業については、これは新町・柳原線ということをお伺いしましたので、どこか分かるんですけれども、その下の地域連携推進事業、それから、吸収源対策公園緑地事業、これがどこの事業なのかということだけお聞きしたいんです。もうそれ以上は聞かないので、これ一括で教えていただけたらと思うんです。その趣旨は、新年度の予算審議においては、予算案の概要ということで、こういうところを詳しく書いていただいているんです。これが繰越明許費ということで、予算の概要というのが、我々もらってますけれども、そこに上がっているのであれば、それは説明いただかなくても結構なんですけど、年度末にいつもこういう形で繰越明許で新しい事業が計上されることになると、中身が全然分からないまま、きちっとした議論ができませんので、少なくとも場所だけ教えていただけたらありがたいんです。

たくさんにわたるんですが、1問ということで、これ以上は質問しませんので。

それから、もう一つですけれども、よろしいでしょうか。もう一つは、先ほど松林委員から質問がありました件なんです。盛土の件でした。30ページの6款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の委託料の中なんですけど、大規模盛土造成地ということで、私、勘違いしてたんですけど、産業廃棄物の大きなところの土砂災害に関わることについては、12月議会で1つありました。1件、葛城市内で調査するということがあったんですけど、それと違って、先ほど松林委員のお話を聞くと、イトピアも含めて5か所、造成地、住宅地、あるいは工業団地も入ってるのかもわかりませんが、既に建物が立ってるような造成地もスクリーニングするという対象になっているのでしょうか。どういう中身でスクリーニングするか等も含めて、お聞かせ願いたいんです。この2点、お願いします。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

谷原委員の、繰越明許の事業の場所というところでございます。ただ、質問の中に、新たな場所がどこかという話であったかと思うんですけど、場所としては、当初予算に入ってる場所を令和4年度に繰り越してさせてもらうというところになっておりまして、全く新たな場所の事業をするわけではございません。

まず、市道管理事業につきましては、これは市内7か所ありまして、その舗装工事を繰り越すというところなんです。市道新設改良事業につきましては、中戸1号線の水路設計に係る部分の事業を翌年度に繰り越すということでございます。社会資本道路改良工事につきましては、これは補正で増額した上で行って、翌年度に繰り越す事業でありまして、先ほどの新町・柳原線と兵家・南今市線の道路改良工事の2点になります。

地域連携につきましては、これは、市内の219橋の橋梁があります。それを5か年計画で点検しておりまして、その分で来年度にする予定のあった25の橋梁を今年度にして、翌年度に繰り越して行うということでございます。

以上です。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

吸収源対策公園緑地事業におきます工事請負費の分の繰越内容でございます。繰越内容でございますけれども、しあわせの森公園の散水施設整備工事分としまして繰越しをするものでございまして、その繰越理由でございますけれども、奈良県高田土木事務所発注の法面保護工事、これがちょうど階段を上っていくところまで崩れておったんですけども、この保護工事が今年度末まで工期がかかるということで、着手できないということで次年度に繰越しをさせてもらうものでございます。

あと、第2次スクリーニングの方もよろしいですか。第2次スクリーニング調査の分ですけども、これは違法盛土ではなくて、あくまでも宅地造成地となっております。宅地造成地において3,000平方メートル以上の盛土があったところ、これは開発の図面があるところについては、その図面における確認であるとか、図面がないところにつきましては、昭和22

年の地形図と平成26年の地形図を重ね合わせて、盛土が行われている部分を抽出した中で、国の方で公表されているものでございます。その部分についての第2次スクリーニングを行うというものでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 繰越明許の場所については分かりました。最後の、大規模盛土造成地のスクリーニング計画策定業務というところなんですけれども、開発業者が持ってますよね。ここのところを切って谷に埋めると。切土のところと盛土のところがあると。住宅を買うときには、それを見せてくれと言ったら見せてくれるわけですから、安全を重視する人は、切土の上に立ってる住宅を買うし、盛土と切土が境になってるような宅地は、非常に危険やと思って避ける人がいる。よく分かってる人はそういうふうな買い方をされます。だから、宅地公社は必ずその図面を持ってるはずだと思います。古かつたらないということなんですけど、問題は、図面だけの確認ですか。何らかの、例えばボーリングやるとか、そういうことではないんですか。つまり、造成地のあれが、業者があればそれはいただいて、こういう状況になってますよ。ないところは、地形図と合わせて、こういうところが切られて、こういうところは盛土になってますと。ただそれだけを把握するだけの調査なのか。何か特別な、土砂災害に関わる危険性を、ボーリングなど、あるいは水はけなどを見てそういうことをやるのか。中身を教えてくださいたいんです。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

第2次スクリーニング計画策定の内容でございますけども、現地踏査を行った中で、優先的にどの盛土からボーリング等の必要があるかというのを決めるものでございますので、実際、その次のボーリング調査を行うに当たっての優先度を確認すると。まず、安全性を確認するという調査になっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 現地踏査して、目視で地割れがあるかどうかとか、そんなことも含めてやられると思うんですが、住んでいる方は、これが例えば第3次ぐらいのスクリーニングで実際やり始めると、大変いろいろなことが出てくると思いますので、また、結果については、ぜひ、公表できるものであれば、議会でもお伝え願えたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

西川委員。

西川委員 先ほど、繰越明許の方で、社会資本道路整備改良事業でどこが繰越しになってるかということ、新町・柳原線と何でしたか。

増田委員長 兵家・南今市線。

西川委員 兵家・南今市線となっているんですけど、令和4年度の方でも話しようかなと思ってたんで

すけど、これ、今ぱっと出たので、繰越しのところに弁之庄・木戸線というのは、今度繰越しになってけえへんのですけど、これ、どういうふうにお考えなのかと思ってます。今、2つの道路の線だけは繰越しで出たんですけど、場所は、それはどういうふうにお考えでしょうか。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。よろしくお願いします。

弁之庄・木戸線につきましては、令和3年度に予備設計業務委託が、最近なんですけど、完了しております、令和4年度はそれについて検討するということですので、繰越明許せずに今年度で完了するというところでございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 そうしたら、弁之庄・木戸線については、設計が終わってるということですか。予備設計が終わってるから、次の繰越しにはしやんでもええような状態やということですか。あとの2つの方は、まだ予備設計自体も終わってないということで繰越しをされるというような…。

増田委員長 工事やね。

西川委員 工事ですか。それは工事、分かりました。ほんなら、もうちょっと言いたいですけど、次の令和4年度のところでまた話をさせてもらいます。繰越しについては分かりました。

増田委員長 確認だけしておきますけども、繰越明許の南今市・兵家の、いろいろと当初の計画、課題があって、信号の設置云々というお話もございましたけども、完成予定イメージというのは変更になったんですか、当初の計画と。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。

兵家・南今市線の完成イメージについてなんですが、それについては、地元関係者等の協議中ではございまして、確定はまだできてないというところでございます。

増田委員長 わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ほかに質疑はないようでしたら、歳出の6款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをお願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の7款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑がないようですので、歳出の7款の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時34分

再 開 午後3時45分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の8款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 8款教育費、2目事務局費の英語教育講師派遣委託事業が56万9,000円減額になってる理由と、それから、私、この内容を聞きたいと思って、どれぐらいの頻度で派遣された方が来てるのかと、1回につき、どれぐらい、何時間ぐらい、そういうレッスンみたいなのをされてるのかと、派遣の方がネイティブかどうかというのを教えてください。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。よろしくお願いいたします。

幼稚園英語教育講師派遣委託事業でございますけれども、内容といたしましては、本市では、小学校1年生から、外国語指導の助手ということで、ALTによる外国語活動の授業を実施しております。公立の幼稚園におきましても、小学校での英語学習の前段階として、外国語指導の教師を通して、英語にふれあいながら遊ぶことを狙いといたしまして、主に4歳児、5歳児を対象に、えいごで遊ぼうの時間を実施しております。

減額の理由につきましては、今年度、年度当初におきまして、コロナウイルスの感染拡大防止のため、1学期中の実施というのを見送っております。2学期以降から開始することによって契約をいたしました。その分が減額となっております。

授業の内容ということですが、幼稚園5園で月に2回、1コマ30分ということで、4歳児、5歳児、14クラスですが、そちらで実施していただいております。基本的には、日本人の講師の先生が来ていただいておりますけれども、2回に1回の割合でネイティブの外国人講師の方が来ていただいたりということで実施していただいております。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。1学期見送られたということで、その分が減額になってることと、1コマ30分、やっぱり4歳、5歳だと集中力があまりないので、30分が適当かなというふうにも思いますし、月2回で、日本人の方とネイティブと交代交代という考えもすごくいいなというふうに思いました。ぜひ継続していただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 32ページですが、8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業でいうと小学校管理事業の工事請負費ということで8,300万円ほど計上されてますが、その内容についてお伺いいたします。

同じく、下の3項中学校費の1目学校管理費の中の事業でいきますけれども、ここにも工事請負費が計上されてますので、この内容についてお伺いします。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

谷原委員のご質問でございます。小学校の工事請負費でございます。こちらにつきましては、磐城小学校の特別教室棟の改修工事でございます。こちらにつきましては、本年度予算で工事の設計業務を実施しておりますところでございますが、磐城小学校の特別教室棟、こちらは、小学校の一番北にある棟でございます。3階建ての棟になるんですけども、こちらの方を改修するというものでございます。内容につきましては、鉄筋が露出するなど外壁が劣化しておりまして、その改修を行うほか、屋上の防水改修、内装の大規模リニューアルを実施する予定でございます。

また、中学校費の方でございます。こちらにつきましては、工事請負費につきましては、新庄中学校の空調設備の更新工事を予定しております。こちらの特別教室2室の空調設備が老朽化しておりまして、その更新を行うものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。先ほど、磐城小学校特別教室棟の改修ですけれども、これ内装の方もということでありましたけど、これ、特別教室ですから、理科室とか、普通教室ではないんですよね。どういうもので、どういう内装の改装になるのか、お聞かせ願えますか。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 磐城小学校の改修内容でございます。こちらにつきましては、特別教室棟という名前でございますが、1階、2階は普通教室が4室ございます。3階に音楽室がございまして。その部分について、内装とリニューアルを行うという内容でございます。

以上です。

増田委員長 もうちょっと詳しいこと。壁紙張り替えとか、何かもうちょっと具体的に分かりますか。答弁できますか。

増田委員長 葛本補佐。

葛本教育総務課長補佐 教育総務課の葛本です。よろしくお願ひいたします。

外装の方につきましては、防水改修のほか、外壁の改修を行っていきます。今回、こちらがどちらかというとメインの工事にはなるんですけども、併せて内装の方も幾分リニューアルもさせていただきたいということで、普通教室におきましては、壁、床、天井をそれぞれ触らせていただきますし、ロッカー等の家具類につきましても、一定の改修を入れさせていただいております。中で一部音楽室のタイルカーペットなど、まだまだ使用に耐えるものは、継続してそのまま使わせていただくというような内容で計画させていただいております。よろしいでしょうか。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 春休み中の工事なんですか。でもないんですか。授業等始まりまして、いろんな影響が出ないように、またよろしくお願ひいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 それでは、33ページ、社会教育費の1目社会教育総務費なんですけれども、18節負担金補助及び交付金147万円が減額されてます。それぞれ補助金、減額理由を教えてください。1点目です。

次が35ページ、保健体育費の2目体育施設費、市民体育館等管理事業の工事請負費42万6,000円減額されてます。この理由を教えてください。

3つ目が、その次、36ページ、新庄スポーツセンター等管理事業の工事請負費も138万9,000円減額されてます。この理由を教えてください。

以上です。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会の西川でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの梨本委員の質問にお答えいたします。

各種団体補助金でございますが、今般、各種団体補助金額から繰越額を差し引いた金額を交付額とさせていただいております。まず、文化協会の補助金でございますが、予算額168万円に対しまして、令和2年度の繰越額が66万8,383円でございます。そのうち、会費を徴収されておまして、22万5,900円差し引いた金額が44万2,483円となりまして、繰越額44万2,000円となりまして、44万円を減額させていただいたものでございます。

それから、子ども会の育成連絡協議会補助金でございます。こちら当初予算額68万円でしたが、令和2年度繰越額が68万605円となりましたので、68万円を減額補正とさせていただきます。

それから、地域婦人団体連絡協議会補助金でございます。こちらは当初予算額が40万円でございます。令和2年度の繰越額が36万5,644円でございます。そのうち会費の徴収額が1万1,400円、差引き35万4,244円となりまして、繰越額が35万4,000円、35万円を減額補正とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

梨本委員からご質問いただきました、まず、市民体育館の方の減額補正でございますが、これは市民体育館の縦どいを更新工事させていただきましたものでございまして、入札に伴う請負差金というふうになっております。

それから、新庄スポーツセンター管理事業の中の工事請負費の減額でございますが、これは、いきがい体育館の屋根の改修工事を令和3年度にさせていただきましたが、これも同じく請負差金ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。まず、社会教育団体運営事業の補助金の件なんですけれども、何かコロナの影響ですか。それか、監査かどっちかなと思ったんですけれども、そこだけもう一回、教えてください。それが1つと、それから、市民体育館の縦どいの件です。私、これ、当初が888万8,000円の予算で、今回減額が42万6,000円じゃないですか。一生懸命努

力してくれはったと思うけども、請負率が気になるわけです。正直、昨年、耐震工事やりますよね。足場なんかは、そのときに一緒にできへんかったのかなど。何とかして少しでも、そういった抑えるような努力ができへんかったのかなというふうに思うてしもてるんです。ですから、その辺の事情があたりでしたら、それ、もう一回、教えていただきたいということでございます。

3つ目が、いきがい体育館、いきいきセンターのところですね。ここの体育館なんですけれども、これの屋根工事ということで、これは6月補正やったかな。1,580万7,000円に対して138万9,000円の減額ということなんですけれども、これ、私、聞き漏らしたかもしれないんですけども、監理費どないなってるのかなと思って、当初では私、分からなかったんです。その監理費、ちゃんと入ってたのかということをお教えいただけますか。私、自分で探して、よう探しきらなかったんで、ここだけ教えてください。

以上です。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 どちらの団体におきましても、コロナウイルスの感染拡大防止のため、各種イベントを中止とされたおかげで、執行額が減っております。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ご指摘いただきました、請負率等の関係で同じときに工事ができなかったのかというご質問でございますが、内容が違つかい部分と、私も、昨年度担当してなかったもので、詳しいことは調べさせていただいて、理由があつて分けたというふうに伺つておりました、誠に申し訳ございませんが、そういうことでよろしくお願いたします。

増田委員長 それだけかな。

梨本委員 いきがい体育館、監理費。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 いきがい体育館の方の監理は、この中に含まれておりません。あくまでも工事請負費のみということでございます。よろしくお願いたします。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 補助の方は分かりました。各種団体、困つてらっしゃるといつか、苦戦してらっしゃると思いますが、団体の補助金の見直しとかも含めて、しっかりと対応してあげたらというふうに思つてます。といの件に関しては、また、要望だけ、できたら一緒にやつて、節約できるところは節約してやつていただきたいというふうに思つてますので、その辺、何か特別な理由があつたということであれば、また教えていただきたいと思つてます。

最後の、いきがい体育館の件なんですけど、監理費はもともと計上してないんですか。私、6月補正を見ても、6月補正のときに説明を受けたやつでは、これが入つてなかったんです。もともと入つてなくてよかったのか。屋根の工事なので、監理業務が必要かなというふうに思つたんですけれども、私、どこにも数字から拾えなかったんで、どういう形で今回監理さ

れてたのか。もし、それがどこかに別の形で入ってるということであれば、発注の仕方が問題になるのかなというふうに思ったものですから、それも今ここで細かくということも、分からないのであれば、また教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 いきがい体育館の監理の件でございますが、これは職員の方で内容監理をさせていただいておりますので、そういうことでよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 2項小学校費のところ、先ほど谷原委員からもあったんですけども、設計の委託料が増額になってると思うんです。その理由を教えていただきたいのと、3項中学校費にしましては、逆に、設計の委託料が減額、540万円になっておるんです。これについての理由、教えていただけますか。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。西川委員ご質問の件でございます。

小学校費の委託料の増額についてでございます。こちらにつきましては、先ほど工事費で説明させていただきました部分の、工事監理の部分の委託料が230万円ございます。今、本年度予算の予算残が67万3,000円ほどございますので、その分差引きいたしまして、委託料が162万8,000円増額という形になってございます。

あと、中学校費の方でございます。中学校費につきましては、今年度予算の設計委託料の契約差金の分で減額という形に、請負残という形になってございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 分かりにくかったんですけど、まず、中学校の方で、契約差金で540万円がなってると思うんですけど、これの工事というのは、先ほど聞いた工事の空調設備の件ではないんですか。別の件の設計料でということですね。分かりました。540万円差があったからということですね。分かりました。もう1回、ごめんなさい。小学校の方の委託料の162万8,000円というのは、工事監理費の話ですか。もう一回だけ教えてほしいんです。僕、内容が分からなかったんです。中学校のやつは分かりました。これ多分エレベーターか何かですか。エレベーターの、違うんですか。ほな、これの内容も教えてください。

増田委員長 予算の何ぼから、結局何ぼになったので、差引きマイナス500万円という、それも言うてください。

村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課、村田です。よろしくお願いいたします。

まず、中学校費の方なんですけども、当初予算、測量設計等委託料で1,760万円ございました。設計委託料といたしまして、2本ございまして、そのうち、執行が1,216万6,000円の契約となりましたので、差額の543万4,000円。設計内容なんですけども、新庄中学校の南

東部の擁壁築造工事に伴う設計業務と、白鳳中学校の長寿命化改修工事に伴う設計業務、その2本の分の契約残という形になってございます。

それと小学校費の方でございます。こちらの測量設計委託料につきましては、当初予算220万円であったものが、今年度の執行予定が152万7,000円で、予算残が67万3,000円ございます。そちらの分と、今度、工事監理の方で230万円ございまして、その差引きで162万8,000円計上ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。中学校の方は、2本のやつがあったから、まとめてこういう形で減額という形になってきてると。これも工事監理と、前の執行する残のやつで、それも差引きして162万何がしになってきてると。何かすごい分かりにくいですよ。工事監理の分というのは、ごめんなさい。これ、もう質問あかんのかもしれへんけど、工事監理のやつというのは、いいですか、もう一回、質問だけ。

増田委員長 言うてください。

西川委員 特別改修の工事の工事監理費ということですか。これ、多分、分けた方がええと思うんです。こんなやつというのは、ここに出してくるのは。工事監理費、要は、この請負工事設計の残、項目でここで挙げるのかどうかは分かりませんが、この請負工事の今度やる磐城小学校の工事に関して監理費がこれだけかかるというのが、分かりにくいし、前の事業のやつと合わせてなってるので、すごい不親切かなというところで、次の繰越しで磐城小学校のやつが出てきますもんね。それも工事監理も繰越しになってくると思いますので、その辺、そやから、しっかり分けといた方が、僕はええかなと思いますけど、項目で難しいですわね。内訳をというのが、そやから、その辺は、こういうところで質問をしていかんなんのかもしれへんのですけど、前のやつと差引きして、こうやって、工事監理、今度やるやつも一緒に入ってしまうというところが、何か分かりにくいというところがあるので、また検討していただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 お聞きしますけども、この件に関して、予算書のページの範囲を考えたときに、今ご要望のあるような表示の仕方ができますか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 我々はこの方が見やすいんです。おっしゃってることは分かります。どんどん詳しくしては、どんどん詳しくなってきますけど、ページ多くなっていきますし、我々の負担としては、物すごい負担が増えますので、その辺も含めて検討させていただきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願ひします。32ページ、一番上です。先ほども出ましたけども、1目事務局費の12節幼稚園英語教育、先ほどの説明やったら分かったんですけども、子どもたち、小さい子どもらは吸収力が速いから、抜けた分ですよ。なくした分、追加というか、その分

の、また授業とかやってはるんですか。まずそれが1つと、同じような質問になるんですけども、33ページの8款2目教育振興費の12節委託料、芸術鑑賞業務委託料、これも芸術に関して何かをしようとされてたんですね。その内容をお聞きしたいのと、これも何かをやめて、子どもたちにまた新たに何かを見せたりしたんですか。代替案ではないですけども、どういう対処をしたのか。これ気になったので、お願いします。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 学校教育課の勝真でございます。

まず、1点目でございます。英語教育講師派遣事業の方、1学期分、コロナウイルスの感染拡大の関係で見送ったということで、この分に関しては、どこかで補てんとかという、その分はいたしておりません。での減額ということになってますので、子どもたちには、園児たちには、2学期以降の分で授業を受けてもらったということでございます。

2点目の、幼稚園教育振興事業、芸術鑑賞の業務委託ということでございますけれども、こちらの、まず事業の内容でございます。幼稚園児たちが、テレビでは味わえないような演劇や音楽鑑賞などというものを間近で鑑賞してもらおうというようなことが目的でございまして、そういった様々な芸術に触れることで子どもたちの創造性を育むということを目的に芸術鑑賞会というのを実施いたしております。こちら、令和3年度につきましては、コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして中止とさせていただいておりますけれども、この事業につきましては、市内の5園が一堂に会しまして、マルベリーホールの方で、舞台上いろいろしていただくというようなことを、みんなで鑑賞するということでございますので、これに代わる事業ということでは、今年度は行っておりません。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 どういった英語教育の考え方かというのは分からないですけども、子どもたちのぼっかり空いた、それが、何というんですか、遅れるわけではないんですか。大丈夫なのかと気になるんです。コロナでできひんかったのはしゃあないと思うんですけども、それに代わる学習の場、英語の場を与えてあげてほしいと思ったんですけども、それはやられてないということなんですけど、そういうところも考えて、芸術の方も一緒です。今おっしゃったみたいに、想像力を育むためにやられるんやから、その機会がないんやったら、また別の機会で作るとかという対処をしていただきたいと思います。

以上としておきます。

増田委員長 芸術に関しては、地元の伝統芸能等々もありますし、生涯学習課と連携を取っていただくというのが1つの方法かなと思いますので、よろしく願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の8款の質疑を終結いたします。

職員の入替え、お願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、歳出の10款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳出の10款の質疑を終結いたします。

次に、歳出の11款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑がないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。
本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開は16時30分。

休 憩 午後4時13分

再 開 午後4時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第17号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。
林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 市民生活部の林本でございます。

ただいま議題となりました議第17号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,173万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,797万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳出からでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、12節委託料で296万2,000円、2目連合会負担金、18節負担金補助及び交付金で95万円の減額。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費におきまして、18節負担金

補助及び交付金で3,000万円の増額。3目一般被保険者療養費では18節負担金補助及び交付金として300万円の減額でございます。

次に、2款保険給付費、5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金、18節負担金補助及び交付金で210万円。2目支払手数料、11節役務費におきまして1,000円の減額でございます。

下のページに移りまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金、18節負担金補助及び交付金で180万1,000円の増額でございます。

最後に、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金におきまして、24節積立金で1億2,895万1,000円の追加でございます。

次に、4ページに戻っていただいて、歳入をお願いいたします。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金におきまして、1節普通交付金で2,629万9,000円の増額、2節特別交付金で207万6,000円の減額。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして688万4,000円の減額。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で2,734万3,000円の減額でございます。

次に、6款繰越金、1項1目繰越金におきまして、1節前年度繰越金で1億6,041万5,000円の増額。

最後に、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金で132万8,000円の増額でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけお聞きします。6ページです。6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金ということで、補正として1億2,800万円ほどです。基金が今年、ここへ組み入れるということですが、これ、補正した後ですけれども、ここに書いてないので聞くんですが、今、国民健康保険財政の財政調整基金、今年度1億2,800万円余り積み立てるとなると、この時点で幾ら残っているか、基金にあるかということをお聞きします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願いいたします。

令和2年度末で2億54万4,813円、令和3年度末の見込みが3億2,949万7,834円となります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 奈良県国保一元化になって、葛城市の被保険者の方には、平均して4.5%、毎年、国保税が上がっていったるわけですけど、そうなり始めて、財政調整基金も毎年1億円近くたまるというテンポになってきております。私は取り過ぎだというふうにずっと言ってるんですが、この点については、新年度の予算審議のときにまたご意見させていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第17号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第19号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

林本理事。

林本市民生活部理事兼社会福祉課主幹 市民生活部の林本でございます。

ただいま議題となりました議第19号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。よろしくお願いたします。

1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,148万3,000円とするものでございます。

では、4ページの事項別明細書をご覧ください。

まず、下の歳出からお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、18節負担金補助及び交付金で338万3,000円の追加でございます。

次に、上の歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料におきまして、1節現年度分特別徴収保険料として501万円の減額、2目普通徴収保険料におきまして、1節現年度分普通徴収保険料として1,122万7,000円の増額でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして、1節一般会計繰入金で283万4,000円の減額でございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 4ページのところです。歳入についてお伺いします。特別徴収保険料と普通徴収保険料が

ありますが、特別徴収保険料は補正で減額になっております。ところが、普通徴収保険料は増額になってます。この理由についてお伺いします。特別徴収につきましては、年間の年金受給額が18万円以上、年収が18万円以上の人については、年金から天引きできるということでありまして、それ以外の人、18万円未満の人については普通徴収となっているわけですが、ここの人数の違いでこんな変化が起きたのかどうか、理解しかねますので、よろしくお願ひします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願ひします。

特別徴収の減額の原因としましては、死亡や転出、所得の減少による所得割の減額、また、介護保険料率の改正等に伴い、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更になったことなどが考えられております。普通徴収が増額となっているのは、当初より被保険者数が増えたことや、介護保険料との兼ね合いにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更になったことなどが考えられます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 その変更というのを詳しく説明願えませんか。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

特別徴収の方は、年金からまず介護保険料の方を差し引かせてもらいます。残りの金額が、後期の保険料の2分の1以上なければ引くことができませんので、その分が、特別徴収であった方が、介護保険料が上がったために、2分の1を切るという現象が出てきてますので、そういう方になると、普通徴収の方に納付方法が変更になります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 普通徴収に変更になるというのは、所得が、先ほど言った、介護保険料が上がったりして厳しくなる方が増えてるのかなということを指摘しまして、終わります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第19号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員入替えをお願いします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、議第18号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程になっております議第18号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,199万8,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金補助及び交付金で400万円の増額でございます。介護予防生活支援サービス負担金につきましては、要支援の対象者に対し、介護予防事業としてヘルパーが行う介護予防、訪問介護や、デイサービス等の介護予防、通所介護のサービス給付に係る負担金でございまして、特に、介護予防、通所介護におきまして給付費が伸びたことによる補正でございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。先ほどの歳出の増額に伴う法定割合で各費目の歳入を算出しておりますので、各費目がそれぞれ増額となっております。このことから、法定割合となっていない部分につきまして抜粋してご説明申し上げます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金の3行目、8目災害等臨時特例補助金48万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減少等による介護保険料減免措置に基づく国庫補助金としての介護保険災害等臨時特例補助金でございます。12月議会において、特別調整交付金として10分の4を計上いたしました。今回残りの10分の6を計上するものでございます。これに伴いまして、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、災害等臨時特例補助金の分を差し引いた額で計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

増田委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけお聞きします。4ページですけれども、7款繰入金、2項基金繰入金のところで

すけれども、介護給付費準備基金、繰入金としてここから若干増額して繰り入れるということですけど、残りは基金、幾らぐらいありますか。これを差し引いた後の残りは分かりますか。いつも基金については表に出てこないの、聞かないと残があったか分からないので、よろしいでしょうか。難しかったら、また一般会計の方でも、とは思いますが。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井です。

現在、基金の方が2億500万円余りと端数が出る、になっております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 結構です。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えをお願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時47分

再 開 午後4時55分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に議第20号、令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいま議題となりました議第20号、令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。今回の主な補正内容につきましては、令和3年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額などを行うものでございます。

予算書 1 ページをお願いいたします。第 2 条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1 款下水道事業収益、2 項営業外収益で116万8,000円を減額いたしまして、下水道事業収益の総額を12億4,337万5,000円とし、支出の部、1 款下水道事業費用、1 項営業費用で351万9,000円を減額、2 項営業外費用で35万6,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を12億503万2,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 3 条、資本的収入及び支出におきまして、収入の部、1 款資本的収入、1 項企業債で1,670万円を減額いたしまして、資本的収入の総額を 4 億5,742万2,000円とし、支出の部、1 款資本的支出、1 項建設改良費で1,670万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を 8 億8,598万8,000円とするものでございます。

第 4 条、企業債におきまして、企業債の限度額を総額で1,670万円減額いたします。

3 ページに移りまして、第 5 条、他会計からの補助金といたしまして、6 億2,389万6,000円を 6 億2,425万2,000円に改めるものでございます。詳細につきまして、予算明細書におきましてご説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

まず、収益的収入についてでございます。1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金で35万6,000円の追加、5 目長期前受金戻入で152万4,000円の減額でございます。

収益的支出についてです。1 款下水道事業費用、1 項営業費用、6 目資産減耗費で351万9,000円の減額、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費で116万3,000円の減額、3 目消費税及び地方消費税で151万9,000円の追加でございます。

9 ページをお願いいたします。1 款資本的収入、1 項 1 目企業債で1,670万円の減額。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目下水道建設費で1,300万円の減額。2 目流域下水道建設負担金で370万円の減額でございます。

以上説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、8 ページになりますけれども、下水道事業会計の予算明細書、収益的収入及び支出のところですが、まず、収益的収入の 1 款下水道事業収益、2 項営業外収益のところですが、5 目長期前受金戻入が補正額で減額になっていると。この理由についてお伺いします。

その下の表ですけれども、収益的支出の方ですけれども、1 款下水道事業費用の 2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税のところ、この補正額が増額になってるんですが、この理由についてお伺いします。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課、西川です。よろしくをお願いいたします。

まず、1 つ目のご質問なんですけれども、こちら、歳出とも少し関わりがありまして、長期前受金戻入に対しまして、影響するものとしては、収益的支出の 1 款下水道事業費用、1 項営業費用、6 目の資産減耗費と対になるものでございます。まず、官庁会計では聞き慣れない固定資産除却費、資産減耗費といいますのは、その名のとおり、保有する固定資産を除却

する際に、本来、固定資産に係る減価償却費の残存額を一括して償却するものでございます。現金の移動は伴わない支出です。令和3年度におきましては、一部撤去する予定でありました管渠、下水道管ですね。そちらの方を撤去しないこととなりまして、そのまま資産として残ることになりますので、撤去予定だった固定資産除却費は不用となります。それに対しまして、長期前受金戻入につきましては、先ほども言いましたけども、固定資産除却費と連動するものでして、長期前受金、これは持っている固定資産に係る歳入分、国庫補助金とか、一般会計繰入金とか、今まで保有していた固定資産に対する歳入分を償却期間に応じて収益として整理するものになります。こちらも現金の移動は伴わない収入になりますので、そういった形でこちら、減額するという形になっております。

2つ目のご質問なんですけども、消費税の増額、こちらになりまして、こちらは企業会計の消費税につきましては、収入に含まれる仮受消費税と、支出に含まれる仮払消費税との差額を翌年度に確定申告して支払うことになっておりまして、今回の補正予算では、増減する分で課税対象となりますのが、資本的支出の工事請負費の部分になりますので、それを減額する部分になりますので、結果として仮払消費税だけが減ります。それに伴って仮受け、仮払いの消費税の差額が広がりますので、納付義務額も大きくなる。こういった理由で増額が必要となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 上の方の長期前受金戻入なんですけれども、減価償却についての残金の処理に関わってということで、管渠については、最初除却の予定が、残すということになったので、その分が減耗費用として計上されないがために、裏表になると思いますけど、それで当初の予算から比べたら減額になったということなんですけど、こういう管渠を撤去しないと言っていたら資産を残すことになりますよね。そんなんが全然、どこかで分かるんですか。全然見えないので、ほかのところで見えてこないの、何かなというふうに思ったんですけど、これも書き方でこういうふうを書くというものだと言われたら、質問で聞くしかないのかなと思うんですけど、そんなものなのかということ、説明を加え出したら大変になるから、こういう説明しれないということなのか。ここは下のことも併せてお聞きしたいんですけど、先ほど言いましたように、工事請負費の変動があったがために、その消費税の部分が変動すると。だから、工事請負の費用については、補正がどこかに出てるんやったら分かったんです。補正で工事請負費について何らかの増減が補正で発生しましたと。だから、その分に見合う消費税についても増減が出ましたというのは分かりやすいんですけども、そこが、先ほどの説明では、工事請負のところですが、資本的収入の方の工事請負ですか。支出の方ですか。支出の方の工事請負費が、それは補正に出てこないものなんですか。出てますか。それがこの表で分からなかったの、また勉強します。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました補正予算に関する議案の審査が終了いたしました。

委員外議員はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 委員外議員おられませんので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘